

1. 平成25年第4回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成25年9月19日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 一般質問
- 日程3 議案第99号 郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第100号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第101号 郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第102号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第103号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第104号 郡上市農業委員会の選挙による委員の定数条例の制定について
- 日程9 議案第105号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第106号 郡上市簡易水道等事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第107号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第108号 郡上市介護保険条例及び郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第141号 財産の無償譲渡について（八幡町島谷字愛宕前地内①）
- 日程14 議案第142号 財産の無償譲渡について（八幡町島谷字愛宕前地内②）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄

11番	清水正照	12番	上田謙市
13番	武藤忠樹	14番	尾村忠雄
15番	渡辺友三	16番	清水敏夫
17番	美谷添生	18番	田中和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	服部正光	総務部付部長	武藤隆晴
健康福祉部長	羽田野博徳	農林水産部長	野田秀幸
商工観光部長	山下正則	商工観光部付部長	水野正文
建設部長	武藤五郎	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	三島哲也
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	猪島敦
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	丸井秀樹
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合保隆		

◎開議の宣告

- 議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には連日の執務御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、3番 森喜人君、4番 田代はつ江君を指名いたします。

◎一般質問

- 議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。
質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。
なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 村 瀬 弥 治 郎 君

- 議長（清水敏夫君） それでは、9番 村瀬弥治郎君の質問を許可いたします。
9番 村瀬弥治郎君。
○9番（村瀬弥治郎君） おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。質問に当たりまして、大まかに通告に従っていきたいというふうに思っていますのでよろしくお願い致します。
それでは、第1点目でございますけれども、集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業の件でございます。
この件につきまして、質問、私たびたびしておるわけでございますけれども、このたびもこの集落総点検・夢ビジョン策定事業についてお願いをいたします。
予算額は上限50万円ということでありまして、集落の総点検による地域の課題の共有、コミュニケーションづくり、地域資源の発掘、活用を進めるために自治会、地域づくり団体等が実施する地域の夢ビジョンの策定に対しまして、補助金の交付を行うものであります。
内容といたしましては、夢ビジョンの策定あるいは地域のきずなづくり、あるいは地域における

危険箇所の点検、防災体制の推進、伝統芸能の保護等となっておりますけれども、そんな中で最初の質問は、平成25年度における市内各地域の取り組みの状況をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、平成25年度におきます集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業の現状につきまして御説明をさせていただきます。

本年度につきましては、5つの地区、5つの団体から年度当初に手が挙がったわけであります。

大和地域におきましては、篠脇文化顕彰会、これはほぼ牧の皆さんで構成されておりますが、古今伝授の里にふさわしい環境整備でこの夢ビジョンをつくっていかうと、そしてこれまでもやってみえるわけではあります、周辺の史跡の整備でありますとか、あるいは桜並木の整備等々、非常にそうした幅広い展開をこれからしていきたいという夢ビジョンの策定であります。

二つ目は、白鳥の野添自治会でございます、地域の魅力再生によるふるさと意識の醸成ということで、地域を再点検し、あそこの城山遊歩道の整備をしたりとか、貴船の森の整備をしたりとか、そんなようなアイデアが上がっておりますけれども、いずれにしてもビジョンをつくり、アクションプランを実行していかれるということでございます。

美並では、粥川の自治会から自然環境や円空の里等、伝統文化の伝承と住みよい里づくりについて取り組むということで上がってきております。集落総点検の上で、県道沿いの花植えとか水屋の設置等々が検討されておるということでございます。

それから、明宝地域におきましては、二間手自治会が地域の歴史文化遺産、伝統行事を未来へつなぐということで、地域の昔からあった祭りの流れをテキスト化して、そしてそれをつないでいかうということであります。地域資源を活用していかうということが盛られておりました。

また、和良につきましては、安郷野自治会が子どもたちの環境教育、それから小水力発電を活用した街灯や非常電源等の設置と、少し新しいものも含めて地域の取り組みが計画に盛られておったわけでございます。

こうしたものにつきまして、この6月に審査会がありましてそれぞれ5団体ともに採択をされました。既に、この5団体におかれましては活動が進んでおまして、当面前期と申しますか、現在のところはアンケートあるいは地域の点検をされておると申しますし、後期になりますとアクションプランに基づいて当面手がつけていける、そうした具体的な事業に取り組みされていくことと思ひます。

それから、少し時間がおくれたわけではありますけれども、非常にこの数年検討をされておられました八幡地域の小那比地区ですけれども、小那比におかれましても小那比夢ビジョン策定実行委

員会というものを設立されまして、これは9月に審査会、ついこの間ですけれども、そこにお越しをいただきまして計画をお聞きし、審査会で採択をさせていただきました。

したがって、小那比は今グリーンツーリズムとか、あるいは地域の特産物でありますお茶生産、加工、卸販売ということを取り組んでみえますが、そのほかにも地域の力を継承させていくために、地域資源を精いっぱい活用したいということで取り組まれるということでございます。

現在この夢ビジョン策定モデル事業につきましては、ただいま申し上げました5団体プラス1団体、市内で6団体が取り組みを進められている現状でございます。

(9番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) ありがとうございます。

こういった夢ビジョン、地域の夢ビジョンというものをやはり地域の中での取り組み、そういったものがやはり地域に活力を与えて、ある面自立といいますか、そういった真剣に地域を考えると、そういった考えがやっぱり市民の中に徐々に醸成していくが、やはり市全体を捉えても非常に大事なことだと思っておりますし、本年25年に関しましても6団体、市内で6団体ということをお聞きしましたけれども、非常に嬉しいというふうに思っておりますし、こういったことが毎年で、地域、自治会等、大変だとは思いますが、そういった中での取り組みを、私は25年は非常にうれしく思っています。

ただ、この中に高鷲地区というものが入っていないですけれども、そういった中でこれはかなりの、どうでもということはないと思っておりますけれども、そういった考え方がことしできなくても、来年というようなことができれば非常にありがたいと思っておりますし、そういった中でせつかく市から地域にそういったものを交付されて、地域のためということは非常によろしいというふうに私も思っています。

そういった中で、初年度は50万円ということでございますけれども、これは3年ということをお聞きしておりますけれども、こういった中で次年度、前年度といいますか、そういった毎年の検証というものを市役所としてもしてみえらると思っておりますけれども、そういった中の取り組みで検証の成果、あるいは検証というものを報告いただければありがたいですけれども、よろしく願いをいたします。

○議長(清水敏夫君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) ただいまの検証ということですが、まず実は平成21年度からこの取り組みを始めておりまして、特に総合計画におきましては、地域における支え合いの仕組みづくりというものを課題解決の二大方針の一つとしておりますし、この自治まちづくりの筆頭のコミュニティ活動を促進するというにおきましても、この将来ビジョンの策定ということが大事で

あるというふうにしてうたっておるわけでございまして、これで通算5年目ということになりました、21年度は7地域、22年度は6地域、23年度は7地域、24年度は5地域、25年度は今の6地域ということになりますが、御指摘の高鷲におきましては、去年までずっと4年間取り組みがありました、ことしはたまたまちよっとないわけですが、平均的に言えばどの地区も取り組んでもらっておりますし、加えまして実は25と言いましたけれども、トータル、これは和良地域におきましては所長枠の地域振興推進事業の予算をそちらに振り向けて、15地区全部やるんだということでこの枠以外に取り組んでみえるわけでありまして、そういう意味ではことしも実は和良、1カウントしていますけど、それ以外でも所長枠の中で同じ事業を展開してみえるということで、この5年間のうちで実は全部15地区済ましていかれるという取り組みがなされておりました、そういう意味では郡上全体で4年間で25と言いましたから、5年間では今31になりますが、それに和良が単独で10カ所足せますので、41カ所ということになるというふうに思います。

それで、検証ということですが、まちづくりフェスティバルの中で、これまでは取り組まれた事例を発表し合っていたり、そういう取り組みをされてみえるその団体、自治会の皆さんが情報交換をされたり、そういう場をこのまちづくりフェスティバルの中で機会をもっておきます。

たまたま昨年は、ちょっと例のまちづくりプロジェクトコンテストということがメインになった面もあって、去年はパネル展示に終わりましたが、またことし復活して、ことしは美並の梅原の自治会の取り組みなどが事例発表されるということですが、そういうふうにしてまちづくりフェスティバルの中で皆さんがそれを発表したり、あるいはこういう困り事があるがどうしたらいいかというふうな、そういう場を持ってきたということでございます。

それから、ホームページ上では、一応活動につきまして全体的に24年度まで全部公表をしております、広く皆さんにそういうものを見ていただくというふうな取り組みもしております。

そこで、今までの取り組みの中で、一つはある意味ではやはり自治会の中で日ごろの自治会活動でありますとか、それぞれ構成される皆さんはPTAであったり、もちろん御本業があったりというお忙しい中ですので、そういう事業をやっていくときの非常に事務方のお世話が一つは大変だというふうに思います。

したがって、アンケートをとるとか、あるいは人をいつやっ、いつ来ていただくというそういう事務局、庶務的なことが非常に大変であったのではないかと思いますけれども、考え方としてはできるだけ地域の自立した取り組みというふうなことで、これまでは進めてきたわけでありまして、昨年からはやはりもう少し、要するに市としても関与を深めさせていただいて、そして進め方のマニュアルとか、あるいは総合計画で目指された、そこに願われたどういうことをその事業でもってやると、今どういう課題があるんだということをしかり皆で共有し合って、さっき

村瀬議員も言われましたように、文化もあるけど防災もあるであろうと、教育もあるであろうと、そういうことについて幅広く地域の課題を皆さんが共有し合って、その課題解決へ向けて取り組んでいただけるようなビジョンの策定、そしてこの事業の実施になればいいということで、振興事務所の振興担当の職員が毎月寄って、その事例の報告とといいますか情報交換をして、それうちではこうやってやっているから、こうやってやったらどうかとかというようなことを今するようにしております。

ことは全地区を回りながら、7つの担当の職員と企画の職員がそういう取り組みを今始めながら、よりよい協働型ということですから市のほうにもかかわりを持たせていただいて、よりよい夢ビジョン策定になっていくようにしていきたいと、これは一つの検証の結果の取り組みということでございます。

そんなような取り組みをさせていただいておりますし、もう一つ思いましたことは、やっぱり50万円というお金が出ますので、その50万円というお金は受けられる自治会にとりましては結構大きなお金になることがあります。

そうしますと、やはり責任ある立場の皆さんとしては、有効にこれを使わなくてはいけないということになりますので、アクションプランにおける事業を先行されるといいますか、全体のいわゆる調査研究事業を十分50万円ですでにいただいて、20万円ずつ3年間ついてきますと、合計まず4年間がその取り組みの走りになっていくというつもりですけど、初年度からこれまでのお取り組みの中では、そのアクションプランに基づく具体的な事業というものがよくやられるというそういう場合もあります。

昨年、ことしにつきましては、したがってそういう地域の点検を先行させていただきねというようなこと言っておるわけでありまして、昨年なんか地域ビジョン、既につくっているから、うちはこういう振興事業を特にやるんだと、こういうお取り組みを主張される場合には、ほかの協働まちづくりでありますとか、所長枠による振興推進事業においてそれを適用させていって、夢ビジョンではない形でその活動を実現していくと、そういうふうな事業メニューの割り当てなんかにつきましても、御相談の中でよりいいふうに適用させていくと、こんなようなことでやってきたというのが検証の一つの御報告でございます。

(9番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) ありがとうございます。

検証をし、成果の検証をして横のつながりといいますか、そういったヒントを得ながら地域を磨いていくという取り組みのようでございますけれども、そういった取り組みは市としてもこれはあげたいというふうに思っておりますし、ただ3番目の質問に入るときに、やはり行革の資料でござい

すけれども、要改善とか、これは次年度以降の取り組み次第ということでございますけれども、その中でも予算額と決算のやっぱり、決算が僕が見るに少ないような気もするんですけれども、先の取り組みでは、言われ方では取り組みをしっかりとということでございます。

改革の事項というところを見ますと、制度の狙いを効果的に実現するために市の職員であるとか外部のアドバイザーとか、そういった助言、指導の体制づくりを進めるということが載っておるわけでございますけれども、こういった指摘をされるということは、どこを改善して次年度から進めていくというふうにお考えなのか、お聞きしたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 実際、実は私も現場に幾つか出向いたことと課長にも、あるいは地域の職員にも、履行確認と言うと言いがちょっといけませんけれども、どういうふうなことがなされているかということを、やっぱり現場に足を向けて確認し合ったり、いろんな意見を交換する必要があると、そういうときに自分が出向いて思ったことは、やはり地元の地域の自主性といいますか、主体性を尊重するということが強くて、それともう一つは振興事務所としてはその中にしっかり入りきるだけの職員の割り当てといたしますか、そういうこともなかなか難しい現状になってきておりますので、勢いそのビジョンづくりの大変お手間のかかることが、その自治会任せになるという嫌いがあったわけです。

それは自主性という意味でもありますし、自立性という意味でもありますけれども、しかし協働で、そして地域をよりよくしていくためには、今回のこの事務事業点検の中での御指摘がヒアリング時に交換、意見の交換があったわけですが、やはり郡上市としていろいろなノウハウの蓄積がありますし、そして職員としてこの総合計画と一緒に皆さんとともにつくっていった経緯からいけば、さまざまな課題とか、そういうものを身につけておる部分がありますので、そういうものをできるだけ地域に入って、初めの段階ではそういうことを訴えかけていく必要があるのではないかと、そういう意味において職員がある程度、それ毎回入り込んで事務局をやるという意味でもありませんけれども、市の職員あるいは市の職員でなくて外部のアドバイザー、あるいはこれから地域の中で例えば地域審議会の後継となる地域の地域づくり協議会、委員会が例えばできるとすると、そういうところの皆さんもオブザーバーとしてそういう地域に出入りされると、そういうふうにして、このいわゆるモデル事業としてのこの事業がよりよいものになるように、いろんな皆さんがかかわって助言といいますか、アドバイスができる体制をつくっていくといいのではないかと、これが今回の事務事業点検の指摘事項でありました。

それをやっていこうということで、先ほど申し上げたようにことし毎月その各地区を回りながら、そして中間のその事例報告をしながらということをやっていますけれども、実際は十分にまだでき

てないというふうにして認識をしていますので、これからなお一層、来年以降がそういう時代を迎えてきますので、モデル事業と言っていた地区をできるだけよりよい形で数をふやしていく必要がありますから、この指摘に対応した形で職員も、あるいはアドバイザーの方も投入した形で、そういうことが進むというふうなことを、これ余りマニュアル化はよくないと思いますけど、お示しはしていく必要があるんじゃないかなとかいうことを今議論しております。

地区によりましてはすごくそういうことをやってみえまして、それこそ和良なんかですと熊本大学の先生、この種類の分野の専門の先生ですけれども、そういう方とか岐阜大学の先生も常に来られるとか、いろんな地区でそういう方をお招きにはなってますけれども、そういうことの経費にこれは十分使ってもらえますので、生かしてもらいたいと思っております。

それから、市民協働センターにおきまして、ことし取り組んでおります市民協働のガイドブックがありますけれども、この中にはこの5年間取り組まれましたこういう取り組みを紹介して、地域のこういう取り組みがありますよと、皆さんも一緒に考えていきましょうと、こういう呼びかけで、事例の御報告ということで協働センターのガイドブックをつくる。その中でも御紹介をしていきたいというふうに思っております。

(9番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) ありがとうございます。

年々そういった取り組みが充実といたしますか、やはり地域にも浸透してきて取り組みのレベルを上げていくということは、大変好ましいというふうに思いますし、そういうことによつてのいい例があればやはり他の地域でもまねをしたり、そしてそういった取り組みをしていくということが、やはり市全体のレベルアップにもつながるというふうに思いますし、そういった取り組みは非常に大事だし、おくれとる地域という認識があればやはりそこで先ほど申されましたけれども先生、大学の先生という方も呼んでアドバイスしてもらおうとか、やはり職員が他の地域の事例を報告して、地域の人にそういったことに協力してもらおうとかいうことは、地域の底上げということも含めて非常に大事だと思っておりますので、そういった面で今後とも努力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、清流の国ぎふづくり事業、これ県の事業でございますけれども、この質問の件に関しましては3月にも質問をしておりますけれども、ちょっといろんな新聞等でそういったことが流れておりますので、僕も気にしておりますして再度質問をさせていただきます。

清流の国ぎふづくり事業についてでございます。

岐阜県は全国植樹祭、全国海づくり大会、昨年実施されました清流国体、ぎふ清流大会の成功

の後を受けまして、県の新たな飛躍に向けてそういった取り組み、県民を挙げて「清流の国ぎふ」をキャッチフレーズとして、県民全体に浸透させて未来づくりを考えているというもの、新聞報道を目にしました。

その一環といたしまして、今2013年度の予算の中に県下42市町村の取り組みとして、上限1,000万円、2分の1助成の県の清流の国地域振興補助金というものを計上されまして、各自治体の取り組みも期待しているように思えるところでもあります。

本市におきましては、平成25年度は水のまちづくり推進事業ということに取り組むとの説明をいただいておりますけれども、これ5年間の継続事業ということでございまして、次年度以降の取り組みもそういったお考えがあればお聞きいたしたいと思うし、市民としてもそういった面で協力ができることがあればというふうに思っておりますけれども、そういうような点をお願いします。

また、次の質問でございますけれども、これは7月の13日だったと思いますけど、新聞の、この新聞でございますけれども清流の国「憲章」という策定の件でございますが、これも県が推進県民会議というものを開かれております。その中に県下の観光、産業、農山村、文化、福祉、医療といった各その分野の県内の各界の代表者が出席ということも載っておるわけでございます。

その中で一つ、観光ということは、岐阜の観光ということが非常に最近新聞紙上ににぎわってございますけれども、その中に観光面においては県と楽天トラベルの連携をして進める「清流の国ぎふ」というものをめぐる旅キャンペーンというもの、その中に県下42市町村の、これはイケメン観光案内人というものが載っていますけれども、ギフGメンということでございますが、そういった方々に、これは市の職員だというふうに思っておりますけれども、地域の資源とかその地域の地の利、あるいはお客様に対するおもてなしということに、もとにしたPR活動というものが載っておるわけでございます。

そういった中で新しいニュースでは、7年後には東京にオリンピックということも開催が決まったわけでございますけれども、こういった取り組みはこれは日本国、全国といたしましてもいろんな市町村の取り組みがあると思っておりますけれども、これは郡上にとっても非常に大事な要素、観光の面に対しても要素というものを持っていますし、外国の方がいらっしゃるという可能性も十分にある。そういった方々が訪れる、いただく郡上づくりにも邁進をしていただきたいというものでございますけれども、その中で郡上市における観光Gメンという方、おいでだと思いますけれども、そういった方の責務というか、そういった観光に対する心構えとか、そういったものがお聞かせをいただければありがたいというふうに思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。2点、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、初めに清流の国づくり事業につきまして、今年度の取り組みと、それから今後の展開ということでお答えをさせていただきます。

まずもって、6月も御心配いただいていたわけですが、無事6月議会で補正予算をお認めいただきましたようにこの事業を獲得することができました。

これにおきましては、岐阜県清流の国地域振興事業ということで補助金、先ほど申されましたように上限1,000万円で2分の1の補助率ですと、これですけれども、このことにつきましては水のまちづくりという取り組みを今しておるわけでありますが、お話の冒頭に少しちょっと付言させていただきたいことがあります。清流の国づくりと言いますと、長良川が飛山濃水の国ぎふでありますから、非常に鮮烈な水とか、特に郡上ですとそういうことをイメージして、岐阜県が水に特化した、あるいは清流に特化した地域振興をされようとしているというイメージはありますけれども、実際はいろいろな補助事業の体系を見ましても、あるいは県のこうしたことについてのいろいろな宣言等もありますけれども、見ますとこれは2010年に開催されましたぎふ清流国体、ぎふ清流大会の成果を継承、発展させ、魅力あふれるみんなが主役の清流の国ぎふづくりを推進すると、こういうわけでありまして、一つのこの制度、一つの分野に特化した事業というよりは非常に幅広い県政の基本方針といえますか、そういう広い概念を持った県づくりというふう構成されているというふうにして受けとめておりますので、そういう意味でお話をちょっとさせていただきたいわけですけれども、一つ目は今の地域振興でいただきました水のまちづくり推進事業でございまして、現在の取り組み状況でありますけれども、八幡市街地の水関連施設の現況調査ということをしかり行いたいということで、中身につきましては、郡上八幡というのはかつて渡部一二という多摩美術大学の先生が非常に調査、研究されて、全国的にレポートを発表されて、水利用の場が非常に多様に保存されている希少なまちだと、こういうことで一つの学会といえますか、世界で注目されたわけでありまして、そういうものが今日においてどうなっているかという現況調査です。

それから、そういうものに対する人たちの思いというもののヒアリング、それからもう一つはそれをまさに今後段で言われましたような水関連施設を、いわゆる知的な観光資源として生かしていく可能性を研究すると、それからその場合の水の資源を使った観光ルートを開拓するために、どういうふうなものが考えられるかというルートあるいは観光のアクションプログラムというものを設定をしていくと、それからそのためには魅力向上に対する、いわゆるハード的な施設整備も伴ってきますから、ソフトプラスハードということで、どういうことが必要な施設整備であるかと、そういうふうなものにつきまして、現在早稲田大学の理工学術院総合研究所にこの調査、研究を委託をしまして、長年ここで調査、研究で取り組んでいただいております。

ちょうどこの間の湧くわく水サミットにもお見えになりました佐々木先生を中心とした、この早稲田大学の学者グループがただいま申し上げた研究をすると、これが現状でございます。

それから、このことにつきましてはNPO法人の郡上八幡水の学校というのが、また連携して応援していただけるということになっております。

それから、そのほかの事業につきましては、先ほど申し上げたように幅広いもんですから、湧くわく水サミットの先般の9月14日の開催、この開催につきましてもその資金、応援をいただいたということでもあります。

それから、相撲競技、これはやっぱり岐阜の国体の中の郡上相撲会場持ちましたので、これを継続して発展させていくということで、第4回全日本女子相撲郡上大会あるいは相撲教室、相撲指導講習会等々につきましても、この清流の国ぎふづくりの県の御支援をいただきながら、現在取り組んでおるといのが25年度の取り組みであります。

26年度以降につきましてはもう少し、村瀬議員前回から御指摘のように、八幡を越えて郡上の中でのそういうふうな場面を興していくということにつきましては、十分関係部合わせて検討をさせていただきたいと思っております。まだ時間はありますので、いろいろと御提案をいただく中で取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 後段で御質問がございましたイケメン観光案内人、ギフメンということについて御紹介を申し上げたいと思います。

今議員さんのほうから御質問がございましたように、清流の国ぎふづくりを岐阜県のほうで進めておられまして、その各地をめぐる旅をキャンペーンしましょうという県事業の一環でございます。

観光事業につきましては、一つは各市町、市町村が行うものについて、広域的に回廊をつくっていきましょうという事業がございますし、県が直行でこういったような清流の国ぎふ全体をめぐる旅のキャンペーンを張るという事業がございます。

お話がございましたように、楽天トラベルのほうに企画のほうを委託いたしまして、県の観光交流推進局が行っておるとい事業で、具体的にはこういう冊子はごらんになったと思うんですが、「岐阜っぽ」という冊子が出ておられて、その中で遊び心を持った形で岐阜県全体の市町村を紹介すると、さらにそれをコース立てて、夏場のコースはこう回ったらいいですよとか、そういうコースプランを入れてキャンペーンを張っておると。

この中で、じゃあ、このギフメンというものはどういうものかといいますと、県下の42の市町村の中から観光担当の職員が手を挙げて、各市町村1人ずつ、このキャンペーンの題材になってくれという事業でございます。

これがイケメン観光案内人Gメンと書いてギフメンというところで、こういう例えばこういう冊子への露出でありますとか、ホームページにも写真入りでこうやって紹介しておるところとか、あとキャンペーン、名古屋の辺でキャンペーン張ったりとか、大阪の辺でキャンペーン張ったりとか、

そういった形に出れる人間が出ようということで進めておるものであります。

うちの職員はここにおります。ちょっと小そうて見えんで申しわけないんですが、今多分傍聴には来ておると思うんですが、ことし入ったばかりの28歳の我が部では一番走り回っておる、一番若手の職員をうちは推薦して出しております。

また、いろんなところにこれありますので、ごらんいただけるとわかるんですが、決して郡上市はこうですよというものじゃなくて、この42市町村の子たち、子たちというか、職員たちがルート上で紹介しますもんですから、例えばせせらぎ街道で鶏ちゃんを食べて、それから飛驒の高山行って、ここを見て、そして帰ってくださいとかっていう、そういうルートですもんで、42市町村の職員が皆協力し合って岐阜県全体の市町村のルートを宣伝、キャンペーンしておるというものでございます。よろしく願いいたします。

○9番（村瀬弥治郎君） 時間がありませんが、どうも、どうも第2の質問につきまして市長公室長、部長、ありがとうございました。

時間がございませんから質問慌てますが、第3問目でございます。

この件につきましては、市民への安全対策ということで、昨日8番議員、5番議員という議員が、特別警報ということを質問されております。

そんな中での私の質問に関しましては、大まかに申しますと大雨による災害ということで、ここがもう一部に絞りました。

この中で避難の仕方、特に降った場合の避難の仕方ということに対しまして総務部長には伺いたいということと、もう一つ、イベントの事故がありました。

これは花火会場でございますけれども、こういった中でのやけど事故がありましたけれども、そういった中で市においては早速市の消防職員あるいは警察署の関係者が、露天商の方々に指導してもらったということをお聞きしたわけでございますけれども、そういった面を感謝しながらも、こういったそういうものの現状あるいはそういった取り組みは定期的にはできるのかということが、私の質問内容でございますけれども、時間があればお願いします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今災害時における避難の仕方というようなことでございます。

特に避難の仕方といいますと、今各地域でハザードマップをつくってございます。これはやはり自分たちがどういう避難経路をとるのか、やはりその辺が一番大事なところでございます。

それと、また過去にここで災害が起きたというようなことが非常に大事な情報でございますので、その辺をまず地区の方が、自分たちにわかるような形で避難経路をつくっていただくというのが一番の目的でございます。

また、その中で要救護者等々がございます。そういうことについては、やはり自主防災会とか消

防団等々と連携しながら、日ごろの見守り活動等も含めながら進めておるという状況でございます。

○議長（清水敏夫君） もう時間が来ておりますので——何かありますか。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） イベントというところで、一番イベントの多い商工観光部のほうから現在の状況をお話させていただきます。

このような事故の発生を受けまして、現在は各種イベントにおいて火気を使用した出店等を行う場合は、消防署、警察署の指導、協力を得ながら、まずは実行委員会準備会の場で注意を促しておると、それから特に出店者については火災予防のチラシ、これは消防のほうでつくっていただいておりますが、こういったようなチラシを配布して、お願いして注意喚起を徹底しておると、それから実行委員会の本部には複数の消火器を備え置きますし、さらに連絡網も用意を、必ず用意するようというふうにして言っております。緊急連絡網でございます。

それから、特に直近の大規模イベントで今週食の祭典を実施いたしますが、その折には、火気についてはLPガスは会場一円で一つの業者で一括してお願いをすることによってやっておりますもんですから、その業者に対しても注意をお願いすると、LPガスの納入業者に対して注意をお願いするということがございます。

それから、特に発電機の申し込みは今回はない予定ですので、ガソリンの携帯はないということで判断しておりますし、さらにあわせて開始前に北消防署の署員のほうから巡回して指導していただくようお願いをしておるところでございます。

以上でございます。

○9番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

時間を超過して、どうも済みませんでした。これで質問を終わります。

○議長（清水敏夫君） 以上で、村瀬弥治郎君の質問を終了いたします。

◇ 清 水 正 照 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、11番 清水正照君の質問を許可いたします。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。本日は1点に絞りまして、その中で多岐にわたってお伺いをいたしたいというふうに思います。

現在、議論がされております都市部の高齢化対策に関する検討会の動向と、その本市に与える影響についてお伺いをいたしたいと思っております。

都市部に暮らす高齢者を地方で受け入れる体制を整備するために、厚生労働省は本年5月20日に

都市部の高齢化対策に関する検討会の初会合を開き、都市部の高齢化の問題点、都市部の地方自治行政の課題、都市部でのサービス提供確保方策の検討、介護を支える人材確保、地方での都市部高齢者の受け入れ時の課題などについて検討をしています。

検討会は学識経験者のほか、東京、大阪、名古屋、横浜、千葉、埼玉の都市部の担当部局のメンバーで構成をされております。

都市部においては短期間で人口の高齢化が進み、2010年から2025年の15年間で75歳以上の高齢者が2倍以上になるところもあり、そうした介護事情にどう対応していくのか待ったなしの状況にあることや、高齢者が希望される地域で住み続けることができるように、介護と医療と予防と生活支援と住まいが、一体的に提供される地域包括ケアシステムを、2025年をめどに実現させたい意向で、検討会の取りまとめを今月中にも、聞きますと9月の20日に第5回の会合を持たれるようですので、あすですね、ということですが、今月中に取りまとめを予定しているということです。

都市部の高齢化対策に関する検討会、この動きについてやはり本市としてもさまざまなことを想定しながら取り組んでいく必要があるというふうに思いますが、その影響を本市としてはどのように捉えてみえるのか、健康福祉部長にお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

ただいま議員から御紹介のございました、都市部の高齢化対策に関する検討会でございますが、お示しがあつたとおり大学教授等の有識者であったり、都市部の自治体職員、国の関係省局がアドバイザーとして参画をするといった構成となっております。

急速に進んでおります都市部の高齢化対策につきまして、高齢者のニーズに応じた方策を地方の地域活性化の観点も踏まえつつ、協議が進められているところでございます。

都市部における高齢者の見通しやサービス提供の確保の対策、地方での都市部高齢者の受け入れ時の課題、またその対応策が主な検討事項となっておりますところにつきましては、御承知のとおりかというふうに思っております。

今ほど議員のほうからお話がございましたように、これまで4回の検討会が開催されまして、この秋には検討会としての結論がまとめられるというところでございますけれども、これまでのこの検討会の議論の中で特に本市として注視もし、注目をしておるところにつきましては、地方負担に大きく関係するであろう住所地特例の適用範囲拡大の議論であったり、広域型の特別養護老人ホームの受け入れ枠の取り扱い、このあたりの議論について大きく関心を寄せておるところでもございます。

都市部における高齢者対策の議論でございますけれども、地方における今後の施設整備の方針で

あつたり、都市部との連携のあり方につきましては、少なからず影響を与えるものと考えてございますので、今後の議論の推移または関係情報の収集に努めてまいりたいと、こんなことを思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 今の部長からのお話がありましたように、明日が最後の検討会での取りまとめというようなことで、その取りまとめが行われた後に審議会等に提案され、そこで議論されて決定になっていくのかなあということを思います。

有識者、それがかかわってみえる方々が都市部のそういった担当部局の方が多いということで、ヒアリング等で地方の声も聞いてみえるようですが、やはりそういった先進地的に取り組んでみえるところの自治体の例を、都市部と地方の動きをちょっと紹介しながら、そういったことに関してのお考えをお伺いしたいというふうに思います。

都市部の自治体の例ですと、きのうもちょっと裕福な自治体だということで東京の杉並区の話もありましたけれども、この会を開催する前から、東京都の杉並区では静岡県南伊豆町にある、これは杉並区所有の、当初は虚弱児童等の療養のための養護学校ということで建てられた施設ということと、区民の宿泊施設の跡地を活用して保養地型特養として整備を進める構想を持っておられます。

これは高齢期の多様なライフスタイルの選択肢の一つとして、今後の高齢化社会において必要な仕組みというようなふうに捉えられております。

現行の介護保険制度等のもとでは想定されていない取り組みということで、そういったことではありますが、先進的な取り組みとして静岡県、また南伊豆町、杉並区の3者でその受け入れ時の課題と対応などについて、検討、協議が開始をされております。

検討会では、この検討会といいますのは都市部の高齢化対策に関する検討会では、第6期の介護保険計画に向けて検討する中で、法の改正や制度の改正などの対応によって、現在郡上市は第5期の計画に沿って進められておるわけですが、早ければ27年に始まる第6期の計画に、そういったことが反映されるのではないかとことを思います。検討されたこと、また今3者で協議されておることが、反映される可能性があるのではないかとことを思います。

都市部の杉並区と地方の南伊豆町での自治体間の連携による特別養護老人ホームの整備について、本市の状況を踏まえて、こうした動きについてどのように捉えてみえるのか、健康福祉部長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

ただいまの御紹介のございました静岡県の南伊豆市の取り組みでございますけれども、失礼いた

しました。南伊豆町でございます。失礼いたしました。

この取り組みでございますけれども、都市部が抱えてみえる高齢化対策の課題を解決するために、都市と地方との連携によりまして、双方の優位性を高めるために検討をされている事例として捉えております。

議員から御紹介がございましたように、この事例でございますけれども、東京都の杉並区内の弱者児童を療養するために、区が昭和49年から南伊豆町において全寮制の養護学校を運営してみえたところでございますが、設置目的が達成されたことによりまして今般取り壊しということになってございます。

一方、東京都の杉並区におきましては、高齢化の進行により特養施設の入居希望者が増加をしておるといふこと、また都市部でございますので、土地不足や地価が高いということから区内に施設を確保することが困難な状況にあったといふことで、こういったことから南伊豆町にあります区有地を有効に活用するといった観点から、南伊豆町と杉並区、そして静岡県が加わりまして、特養施設の建設が現在検討されているというところでございます。

受け入れ側の南伊豆町としましては、都市部いわゆる都心からの入居者の見舞いであるとか、また保養や観光で訪れる区民の増加が見込まれること、施設整備による地域の雇用が促進されること、また町民もこの施設に入所できるといった利点があるかというふうに思います。

この事例でございますけれども、杉並区と南伊豆町の長年にわたるおつき合いによる信頼関係から成り立っているものであろうかと思っておりますけれども、お互いのメリットを生かすためには法的な制約がございます入所者の受け入れ枠であったり、後期高齢者医療のいわゆる医療制度との関係を解決するといふところが、非常に大切であらうというふうに思っております。

本市には特別養護老人ホームが市内に4施設、275床が整備をされておりました、今年度は新たに社会福祉法人によりまして20床が増床される予定となっております。

しかしながら、現在もなお満床の状態が続いておりました、今なお多くの方が待機をいただいております。

こうした状況を踏まえ、都市部との連携につきましては、御紹介のございましたこの事例等々も踏まえながら今後の検討課題、研究課題にしていきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 郡上市は東京の港区と友好都市関係にあります。

そういった都市部の動きといいますか、やはり自治体同士のいわゆるそういったいろんな情報を提供していただいたりして、やはりそういった今の動きがこういう都市部との地方との連携という

動きがある中で、そういったせつかくの友好都市としての港区の情報もいただきながら、都市部の動きといたしますか、そういったことも本当にこちらで把握する中でやはり十分、せつかくの友好提携していますので、有効に生かしていくということも非常に大事ではないかなということをおもいます。

なかなかやっていく中で、このことだけでかかろうと思うとなかなか難しい部分があると思いますが、やはり行革を進めていかれる中で、いろんな分野を網羅した中でやっていくことが非常に大事ではないかなということをおもいますし、踊りだけはありませぬので、やはり自治体同士のそういった内部的な動きといたしますか、そういったことをしっかり、せつかくの友好都市ですのでやっていって、自治体間同士でやっていっていただきたいなということをおもいます。

次に、地方での一生懸命取り組んでみえる例を挙げたいと思いますが、山形県舟形町というところですが、ここは1,906世帯、人口6,003人ということですが、福祉産業の誘致は雇用の拡大を図る上で極めて即効性と雇用の安定性が高く、統合による空き校舎や、空き保育所の活用も喫緊の課題として、平成21年から都会に住んでいる高齢者を対象にふるさと特養整備を検討されております。

平成22年、東京都が呼びかけた東京都外、都外特養についての勉強会に参加されましたが、東京都民専用の特養整備は省令や法に抵触するというので頓挫をしたということですが、その後特養を整備するための実証実験を行うなど、舟形町ではふるさと特養整備の事業を最重要政策として取り組んでおられるということです。

このように地方では、看護、介護職員を育成するなど、受け入れ体制を整えながら積極的に事業化に向けて取り組んでいるところもあります。

都市部の高齢化対策に関する検討会の座長は、「農山村部は相当程度過疎が進展中であり、ここは1人でも人が欲しいのです。国土の形成がいびつに陥っている、ここを橋渡しする工夫はないだろうか。」というような発言をされております。

現状を把握し、将来の展望を持ち、課題の解決に向けて積極的に取り組む姿勢というのは大切だということに思います。

こうした地方の取り組みについてどのようにお考えか、健康福祉部長にお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） ただいまの御紹介のございました山形県の舟形町の取り組みでございませぬけれども、福祉施設を誘致することにより、福祉産業を振興する観点からのまちおこしに特徴があろうということに思っております。

議員からお示しのとおり舟形町でございませぬけれども、雇用対策の喫緊の課題であるということ、雇用を創出する職場を空き学校の町の用地を有効に活用しながら、特別養護老人ホームを誘致しまして、東京都の高齢者を受け入れて運営をしようという企画でございませぬ。

このケースは法的な問題もございまして、現時点では実現には至っていないというふうに関き及んでございます。

法令上、指定介護老人福祉施設いわゆる特養でございましてけれども、正当な理由がない場合、サービスの提供を拒むことができないと、したがって特定の市町村の住民に限定をして入所させることはできないことになってございます。

このことから、ある特定地域を定めて優先的に入所させることにつきましては、判例からも介護保険法に今違反をするというところに現時点ではなっております。

また、舟形町と郡上市の介護事情でございましてけれども、幾分違いがあるかに思っております。

特別養護老人ホームの待機者でございましてけれども、早期に入所を希望する高齢者がほとんどみえないという舟形町に対しまして、郡上市でございましてけれども、老人保健施設いわゆる老健であったり、有料の老人ホームなどの施設に現に入所してみえる方を除いた早期の入所待機者、いわゆる一日も早く特養に入所したいとして希望しておみえになる方でございましてけれども、調査によりますと現時点においてこちらとしては55名ほどというふうに関えてございます。

御存じのように市のほうでは第5期の保険事業、介護保険事業の計画に基づきまして今年度、先ほども申しましたけれども特養施設が20床、それから来年度でございましてけれども認知症対応型のグループホーム、これを18床増床を予定してございます。

まず、この計画に沿った施設整備を計画的に進めていくことが先決だと感じて、考えておりますが、都市部の高齢者を地方の施設が受け入れたいとする、先ほどの南伊豆町であったり、今のただいまの舟形町の事例は、国においても今検討会において議論をされていることから、これは制度改正も含めて何らかの動きがあるものというふうに関えてございます。

今後の動向を注視しながら、郡上市としての優位性が生かせる施策につきまして、研究、また調査を進めてまいりたいというふうに関えてございますのでよろしくお願いをいたします。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 舟形町の状況、待機者がほとんどみえないというようなことでしたが、やはり今実証実験を行ってみえて、東京のこれ見ますと品川区、荒川区、大田区から6名を受け入れて実証実験といたしますか、そういったことをやってみえるということですが、大変その認知症の方が、その中の6名のうちの2名ということですが、改善方向に向かっているというような報告もあるようです。

都市部の人にとってみるとそういった自然環境といたしますか、そういった環境の中で過ごすということが非常にいい影響を与えているというふうなことではないかなということを思います。

そういった事例が出てきますと、どうしてもそういう流れになる可能性が強いのではないかなと

ということも思いますが、大いに今後注視をしながら見ていていただきたいというふうに思います。

最後に、市長にお伺いをいたしたいと思いますが、平成23年4月に高齢者の居住の安定確保に関する法律、この法律の改正で最近新聞にも出てきたり、近隣でもあるようですがサービス付高齢者向け住宅、こういったものが改正によって創設されまして、非常に急激なペースで登録数がふえているという中で、介護給付費の負担増を懸念する自治体が住所地特例の適用を求めるなど、新たな課題も出てきておるということを聞いております。

昨年、これ全国市長会だったかな、介護保険制度の住所地特例の適用範囲をサービス付高齢者向け住宅まで拡大するよう求める要望書が厚生労働省に提出され、これ全国的な動きになっておるようです。

先ほども部長からお答えありました、都市部と比べて地方は土地が安く、やはり自然環境にも恵まれております。

そういった本市のようなところは、やはり施設整備や入居者にとって最適なところではないかなと、施設を建設するにも本当に入居される人たちにとっての環境にとってもいいところではないかなということをおもいます。

都市部の高齢者を地方で受け入れる際、現行では先ほど言いましたサービス付高齢者向け住宅の住所地特例の問題のほかにも、後期高齢者医療制度における保険者としての課題や生活保護の実施責任など、そういった受け入れ側の負担につながる課題も多くあると思います。

これは先ほど部長もそのようなお話をされておりましたけれども、やはり都市部の高齢化対策に関する検討会の経過によっては、今後本市に対する影響が考えられるというふうに思います。

都市、地方、双方にとって、よりよい対策が講じられるよう地方の声を発信していく必要があるというふうに思いますが、市長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

清水議員のほうから、今回はこの都市部の高齢者対策、都市部とまた私どものような山間地域とどう連携をしていけるかという1点に絞って、いろいろと御質問をいただきました。

私もお聞きをいたしておりました、昔から「福祉のまちづくり」ということを言いますが、また一方で「福祉でまちづくり」ということを唱える方もいらっしゃいます。

というのは、福祉というのは、やはり一面から見ますと非常に雇用の吸収とか、いろんな意味で一つの産業でもあるわけでありまして、私ども郡上市のような人口の減少に悩み、そして雇用の場の不足に悩んでいる地域にとっては、例えば都市部のそうした高齢者の方々の介護をする施設ができる。あるいは暮らされるサービス付住宅ができるというようなことは、非常に大きな魅力であるというふうに思っております。

しかしながら、今現行の制度のままでは、例えばこれまで清水議員のほうからも御指摘があり、羽田野部長のほうからも答弁を申しあげましたように、例えば郡上市に特定のある地域の市民だけが入れる特養施設をつくるというようなことは、現在の厚生労働省の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準という厚生省令に違反をするということで、そういうことができないといったような問題があること、そしてまた介護保険等については、やはり本来は住所地の自治体にとっても一定の公的負担を伴うということから、山間地へ住所を移される市民の方々をそのまま私どもの地域の住民として受け入れて、私どもがその住所地があるということで公的負担をたくさん背負い込むということは問題があるということで、一定の場合についてその住所地特例ということで、例えば私どもの郡上市のほうにそういう施設があるところへ入所をされても、介護保険については前の住所地の自治体はその公的負担を負うという住所地特例が準備をされておるわけですが、これがただいまお話がございましたサービス付住宅になりますと、その住所地特例が一定の手続、要件を満たして認められたものしかだめですというような狭い要件になっておりますので、今言ったようにそういうものについても広く住所地特例を認めるようにという、それがやはり受け入れる地方側の一つの要件であろうというふうに思います。

それからまた、御指摘がありましたように、都会からおいでになった方が75歳以上になられて後期高齢者保険に今度は切りかわるときには、現在の制度ではその時点でその住所地の広域連合の責任になるという問題がございまして、この点、あるいは例えばそういう介護施設とかいろんなところへお入りになった方々が、生活保護を受給しなければならないという形になると、その生活保護はその新しく移された住所地のほうの自治体の責任になるといったような、いろんな隘路があるわけでございます。

そういう中で今御指摘がありましたように、そうした隘路を何とか制度的な改正あるいは相互に連携する自治体同士のいろんな協定であるとか、そういうようなものでやっていけないかと、こういう研究がなされているわけでございますので、私どもとしてはそうした研究、検討をやはり関心を持って見守っていきたいというふうに思っております。

そして、私はいいいことであるというふうに思いますので、そうした隘路の幾つかクリアできるような制度的な改正がなされることも大切であるというふうに思っておりますので、今後の研究、検討会の動向等を見ながら必要があれば、地方としてもやはりそうした方々を受け入れるためには、地方の自治体としてはこういう点がクリアしていなければいけませんよということを、大いに物を申し上げていく必要があるというふうに思っておりますので、今後その検討の動向をよく見てまいりたいというふうに思います。

要は、大都市地域も、あるいはこうした郡上のような地方部、地方都市においてもお互いに連携をすることによって、いわば有無相通ずるといいますか、大都市のほうは土地がないとかいろんな

そういうことについて、地方のほうはその受け入れ余地はあるとかというような、そういう連携ができればというふうに思っているところでございます。

しかし、そういうふうに思っておりますが、もう一方で先ほど羽田野部長のほうからも指摘をいたしましたように、郡上市は30年後には65歳以上の人口が、15歳から64歳の人口を上回るというような超高齢社会に入ってしまう。

現在の75歳以上の人口の大体構成比が、30年後には現在の65歳以上の構成比と同じ30数%、二、三%になると思いますが、それだけ超高齢化をしていきますので、やはりまず第一は郡上市、自治体としての郡上市としては郡上市に現在在住をしておられる高齢者をきちっと支え合う、支えられる体制をとっていく必要があるというふうに思います。

何らかの制度で、どっか特定の自治体の郡上市内に立地をした施設では万全の高齢者対策ができていけれども、郡上市のもともとから住んでおられる高齢者の方々に対するそうした施策が立ちおくれるということであってはいけないというふうに思っておりますので、そうしたことを考えながらただいまのこの検討についても十分関心を持って見守っていき、必要があれば必要な行動をとってまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。

ますます進んでいくわけですね、長寿社会といいますか、そういった社会が進んでいきます。

そうした中で今の都市の抱える問題、やはり地方の抱える問題、それぞれさまざまだというふうに思います。

しかし、そうしたことをいち早く捉えて積極的に、法の壁は当然あると思いますが、やはり積極的にそれに挑戦していくといいますか、かかわっていくという姿勢というのは非常に大事ではないかなということを思います。

市の全体の状況を見ながら、今ここで言われたように郡上も超高齢化社会になるということはわかりますが、やはりそういったことをいかに、法を改正してまでもというところまでは難しいのかもしれんけれども、やはりそういったことをいち早く的確に捉えて挑戦していくといいますか、進めていくということ、そういった意味での先ほど紹介した都市のと地方の事例というのは、非常に見習うべきものがあるのではないかなということを思います。

攻めるところは攻めて、守るべきところは守らないかかというふうに思いますけれども、やはりそういった姿勢を全庁挙げて取り組んでいただくと、やはりこういうことをしたいがというような、どうなんやろうということは、やはり意識の中で皆さんがお持ちいただいて、積極的に攻めの姿勢で取り組んでいただくことが大切ではないかということを思いまして、そういったことも期待

しながら質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で清水正照君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定をいたします。よろしく願いいたします。

(午前10時49分)

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 古川文雄君

○議長（清水敏夫君） 10番 古川文雄君の質問を許可いたします。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 失礼いたします。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして3点につきまして質問をさせていただきます。

なお、3点ということで、時間内におさまりますよう御配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

1点目でございますけれども、合併特例債延長に伴う新市建設計画変更の概要についてでございます。

昨年の6月だったと思いますけれども東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律によりまして、被災地以外の市町村においても合併特例債が5年間延長されました。

それを受けて、郡上市では引き続き合併特例債を活用するため、新市建設計画の計画期間を5年間延長し、平成16年から平成30年度までの15カ年間の計画とすることとなりました。

平成16年度から平成25年度までの10カ年間の郡上市の新市建設計画事業費が約653億円で、そのうち合併特例債が171億円導入をされております。

郡上市では合併関連事業について整備の途中でありまして、合併特例債を活用した事業への取り組みは不可欠であり、大変重要であるというふうに思っております。

また、このたびの24年度の決算時点での実質公債費比率も18.5%となりまして、市長さんを初め、関係各位の御尽力により改善をされてきておるところでございます。

今後5年間の建設計画の策定に当たりまして、今までの10年間の経緯を踏まえ、どのような方針、重点で軸を持たれているか、また概算事業費と年度別の予算、7地域の計画達成率を踏まえ、事業費配分方向、具体的な実施計画策定までの今後のスケジュール、あわせて我々議員におきましても各地区での各種の御意見、御要望を多く寄せられており、議会における協議、調整を含めた推進スケジュール等、現時点でどのような状況にあり、どうお考えかお尋ねをいたします。

1点目、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思ひます。

ただいま御質問にございましたように、郡上市合併をいたしまして、10年間の新市建設計画というものを今持っておるわけでございますけれども、御説明ございましたように合併特例債の使用期限が、当初は合併から10年間という予定でありましたけれども、私どもこの東日本大震災の直接被災地でないところについては15年間に、あるいは被災地については20年間にというふうに、その合併特例債を活用できる期限が、期間がそれぞれ延長をされたところでございます。

そういう中で郡上市の場合、合併特例債については郡上市の7カ町村の合併というケースに合わせて、使用可能な限度額が258億円ほどというふうに設定をされてきたところでございます。

しかしながら、この10年間に郡上市としてはこの合併特例債を全部活用しきっておりませんで、この主たる原因はやはりたびたび議論になります実質公債費比率が非常に高くなってしまったために、市債の活用を抑制をしてきたということによるものであります。なお平成26年度以降で、私ども今の計算では86億円ほどの活用残というものがあるということでございます。

5年間延長されましたわけですから、この合併特例債を活用できるということは非常にありがたいことだというふうに思っておりますので、可能な限り活用をしていきたいというふうに思っております。

しかし、合併特例債よりも交付税上の措置等が有利な辺地債とか過疎債とかいうようなものについては、これまた優先的に使っていきたいと思ひますので、恐らく現在の公債費負担適正化計画に沿って実質公債費比率の比率を下げたいと思ひますと、86億円全部は使いきれないことにはなるかというふうに思ひますけれども、しかし可能な限り活用をしていきたいというふうに思っております。

その活用の前提になりますのが、やはり新市建設計画に基づいた事業に充てるということですので、現在の10年間の新市建設計画については同様、やはり5カ年間延長する形で、今後のその合併特例債が使えるような体制は整えていかなければいけないというふうに思っております。

そういうことで、これまであらあらとした新市建設計画については御説明も申し上げてきておりますが、こうした合併特例債の活用上、必要な範囲においてその新市建設計画の文言等の修正、追加あるいはこの新市建設計画の中に盛り込まれております人口の推計であるとか、あるいは財政上のフレームの修正であるとか、こういったことについては大体の作業を今終えておりまして、また地域審議会等についても御意見を聞いているところでございまして、なお県事業等もいろいろ含みますので、県との今調整等もやっているという最中でございます。

本来ならば、今9月議会にその新市建設計画の改訂版をお諮りができればと思っておりましたが、ちょっと時間的におくれておりますので、新市建設計画の議会へのお諮りをするのは12月議会にしたいというふうに思っているところでございます。

この新市建設計画は御承知のように大変どのような事業でもやって、もちろん新市の新しい市の計画そのものの大きな方向は示しておりますが、あとは主たる計画の中身は文言等でございますので、どのような事業でも合特債が使えるような形の計画になっておりますので、御指摘の、恐らく古川議員の御指摘はもうちょっと細かい実施計画的なものの状況はどうなんだということだろうと思います。

今現在、各部局のほうから、これから5年間大体財政フレーム的に投資的な事業がどの程度できるか、あるいはどうしたものをこの5年間に郡上市としては手がけていかなければならないかということについて作業中でございますので、取りまとめ中でございますので、まだ私のところへは詳細の説明が来ている段階にはございませんので、副市長のところでの精査あるいは私のところでの精査という順番を経ながら、議会のほうへもお示しをしていきたいというふうに思っております。

重点的なものとしたしましては、やはりここ26年度、27年度あたりで大方片をつけたい耐震補強の学校建設の問題であるとか、そのほか防災上の対策であるとかいろいろございますけれども、そんなことを5年間の、これから26年度からの5年間の考える財政のフレームの中、投資計画の中で実施をしてみたい、考えてみたいというふうに思っております。

いずれにしろ、平成26年度予算案、それが初年度、延長された第1年度になりますので、そうしたものをお示しするにあわせながら、議会のほうへも御協議をさせていただきたいというふうに思っています。その実施計画的なものはですね。

その際に前から申し上げておりますように、現在の10年間の新市建設計画については、その実施計画的なものとして非常に詳細な地域枠とか市域枠とかといったようなものがございまして、その中に非常にたくさん細かい事業まで全部列挙してあるという形になっておりますが、新しい5カ年の計画についてはそうしたまず第一には地域枠、各町村ごとにあらかじめ幾らというような発想をしないで、5年間全市的に見ながら、必要な事業はどうかということを考えながらやっていきたいと思っておりますし、全ての事業について列挙するというのではなくて、大まかな大事な事業について例示的に上げるということにさせていただきたいというふうに思います。

御指摘のようにこの10年間において、若干それぞれの地域枠というその枠の額といわゆるその達成率といいますか、そういうようなものにはいろいろな学校建設とか、いろいろなものの事情が加わっておりますが、多少進捗率には違いがございます。

そういうものについては、もちろん総合的な観点から、頭の中に置きながら検討はしてまいりたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたようにあらかじめ地域枠というような形で、細かく各旧町

村ごとに投資額を割ってその中へ割りつけるという作業は、今回はしないでおきたいというふうに考えているところでございます。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） どうもありがとうございました。

特に地域枠、また市域枠のお話もいただきましたけれども、今の答弁で十分御配慮をいただけるものというふうに思っておりますけれども、やはり市内の全域の整備状況を踏まえていただきまして、地域格差ができないように御配慮いただけるものと思っておりますけれども、さらにより把握をいただいて対応いただきたいということを思いますことと、先ほども答弁の中にございましたけれども、議会の調整もということも言っていたいただきましたが、御配慮いただけるものと思っておりますけれども、最終的の決定段階ではなくて、事前の段階でのいろんな御意見が来ておりますので、調整がいただけるような場もつくっていただきたいなということをお願い申し上げまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目でございますけれども、獣害対策施策の充実でございます。

近年、獣害対策につきましては、電気牧柵、恒久柵、モンキードッグを初め、捕獲奨励金、各種施策、対策等に積極的に取り組んでいただいております、以前から比べますとけもの個体数、被害も大変減少してきているものの、依然として農作物の獣害の被害が農業者の深刻な課題、問題でありまして、農業生産意欲の低下を大きく招いておる現状にあります。

特に南部の地区におきましては、イノシシはもちろんのこと、猿と鹿の出没による被害が大変拡大をしております。

あわせて、近年猿においては知恵と学習能力がありまして、人間との知恵比べを初め、児童生徒が襲われる心配など、安全面においても大変危惧される状況にあります。

最近そんな状況の中、最近3年間の市内における猿、イノシシ、鹿の捕獲状況と生息状況、被害状況はいかがでしょうか。

長年各種の獣害対策に取り組まれる中で、何といたっても一番重要なことはけもの個体数を減らすことが一番肝要であるというふうに思われます。

そのために猟友会の方々を中心として有害鳥獣の捕獲、駆除に大変御尽力をいただき、感謝しておりますけれども、大変会員の方が高齢化と少ないというふうに聞いております。猟友会の実態は、各地区どのような状況にあるのでしょうか。

そんな中で新規に狩猟の免許を取得され、現場において獣害対策ができるまでになるためには、狩猟の登録料を初め、会費等、多額の負担金が必要のようでありまして、個人の利益ではなく、地区の獣害対策の業務のための免許の取得でありまして、その費用の現状と市の経費の助成が強く望

まれておりますがいかがでしょうか。

あわせて、市民、また農家の方々の望まれる獣害対策は、とにかく徹底的にやってほしいと、また万全な獣害対策をしてほしいと、駆除態勢が早急な、発生したときは即急な駆除態勢も強く望まれております。御配慮はいただいておりますけれども、さらなる具体的な充実施策が望まれておりますがいかがでしょうか。

また、わなとかおりなどを現地に設置した場合に、見回りの補助者の任務も重要であります。補助者の研修会が行われておるようでございますが、それぞれの地域で参加しやすい研修会の開催が望まれておりますがいかがでしょうか。

また、捕獲された獣肉の利活用について、一部の地域で大変熱心に取り組まれておりますけれども、今後やはり重要なことでございますので、市を挙げて取り組んでいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

以上、2点目につきまして、御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 獣害対策施策の充実につきまして御質問をいただきました。たくさんのお質問をいただきましたけれども、順次お答えをさせていただきますと思います。

まず、近年の猿、イノシシ、鹿の捕獲状況でございますけれども、過去3カ年間、平成22年から平成24年度までの総捕獲頭数でございますが、有害捕獲と狩猟捕獲を含めましてニホンジカが3年間で4,105頭、イノシシが3,479頭、ニホンザルが756頭でございます。

ニホンジカは年々増加傾向にありまして、平成24年度が過去最高の1,577頭でございます。イノシシは平成22年度が最も多くて2,139頭で、その後減少いたしておりますけれども平成24年度にはまた増加に転じております。ニホンザルは平成22年度が最も多くて329頭でございます。

それから、このけもの生息状況でございますけれども、イノシシとニホンザルについては生息調査といったものが行われておりませんので、具体的な生息状況はわかりませんが、ニホンジカにつきまして県が平成23年度に生息調査をしております。

中濃地域で約1万3,000頭が生息しているという調査結果が出ております。全県で言いますと、県全体では4万9,000頭というふうに言われておりました。これが平成23年度の生息調査でございます。以降、本年度も県がこのニホンジカの生息調査をしておりますので、本年度の結果が出ますとその変動が、生息数の変動がわかるものというふうに思っております。

それから、被害状況でございますが過去3カ年間、平成22年から24年度の3カ年間の農作物等の総被害額でございますけれども、3年間で2億4,000万円でございます。ニホンジカが6,000万円、イノシシが9,000万円、猿が9,000万円ということでございます。

総被害額的には、平成22年度が最も多くて1億3,000万円でした。平成23年度にこれが3,800万円というふうに大きく減少をいたしましたけれども、また平成24年度には6,700万円ということで増加に転じておるところでございます。

年度ごとの被害額に占めるイノシシの被害割合でございますけれども、これはイノシシは減少傾向にありますけれども、鹿と猿につきましては被害の割合といったものが増加傾向にありまして、特に近年ニホンジカの被害割合が大きくなってきておるといふふうになっております。

続きまして、猟友会等の実態でございますけれども、平成24年度の猟友会の会員数は243人でございます。平成22年度と比べて26人増加してございます。

また、平成24年度の有害捕獲隊員数は、猟友会が243人に対しまして捕獲隊員数は225人ということで、平成22年と比べましてこちらのほうは47人増加しております。

猟友会員数とこの捕獲隊員数の違いでございますけれども、猟友会員数には射撃だけやりたいとか、あるいは狩猟だけやりたいといった人がございますので、そういった人の中で捕獲隊に入っていない人がおるといふことで違いが出てきておるといふことでございます。

具体的な地域ごとの人数を申し上げますけれども、八幡におきましては、これ24年度の数値でございますけれども、猟友会員数が64人で捕獲隊員数が57人、それからそのうち捕獲隊員の中で猟銃を持ってみえる人が57人中37人でございます。

大和は猟友会が39人、捕獲隊が35人、銃の所持者が16人、白鳥は猟友会が37人で捕獲隊員が33人、銃の免許が27人です。高鷲が猟友会が36人、捕獲隊が同数の36人、銃の免許が22人、美並が猟友会員数が15人、捕獲隊員数も同数の15人、銃の免許は3人です。明宝が猟友会員数が30人で、捕獲隊員数が27人、銃の免許が17人、和良が猟友会員数が22人で、捕獲隊員数も同数の22人で、銃が18人持ってみえるといふことでございます。

有害鳥獣の捕獲隊員数は増加傾向にある中で、地域ごとにバランスを見ますとやっぱり捕獲隊員数が少ない地域もございます。

捕獲隊員数が増加したという原因でございますけれども、やはり農家の人が自分の土地を守るためにわなの免許をとって、有害鳥獣捕獲を始めるといった方がふえたということと、また逆に従来趣味として猟をする人が少なくなったといったことが言えるかと思えます。

それから、猟友会の年齢構成でございますけれども、近年は平均年齢が60歳という高い年齢で推移しているのが実情でございます。

それからもう一点、免許取得から獣害対策までの費用と、それから市の経費補助はという御質問でございましたけれども、新規の狩猟の免許取得から獣害対策ができるまでの費用でございますけれども、この中にはわなの代金とか鉄砲の代金とかは、これは除きますけれども、その費用といたしまして、わなの登録者におきましては免許の試験料とか狩猟の登録料、猟友会費、それからベス

トとか帽子などの備品、こういったものを全て含めまして1人当たり3万8,980円でございます。銃の登録者は、同じく1人当たり6万1,500円というふうでございます。

新規の免許取得をする者に対して、市の直接の経費の補助制度というのは現在はございませんけれども、新規の免許取得者が猟友会に入会をいたしますと、猟友会から免許試験料、これは5,200円でございますけれどもこの助成が出てございます。

市といたしましては、この猟友会のほうへ見回りの経費とか傷害保険といったことで、猟友会のほうに助成をしております、その猟友会のほうからこういった試験の免許料の助成が出ておるということでございます。

それから、さらにこれはこれからのことなんでございますけれども、これまでの捕獲隊といったものから、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊といったものにしますと、この実施隊というのは市長が任命をしますと非常勤の公務員になるわけですがけれども、こういった方向に移行をしますと、さらに狩猟税が2分の1に軽減されたり、あるいは猟銃の所持者の更新申請時の技能講習が免除されるといった特典がございます。

そういったことから、現在猟友会とこの鳥獣被害対策実施隊の設置につきまして協議をしておるところでございます。

それから、次の御質問でございますが、駆除態勢の充実施策はといったことでございますけれども、現在捕獲隊員が捕獲活動を円滑にするために、有害鳥獣捕獲許可を従来の旧市町村単位に現在はしております。

これを現在郡上市一円でできるように協議をしておるところでございます。こういうふうになりますと、例えばほかの地域からでも捕獲の隊員が応援に行けるといったことがございますので、今後こういった郡上市一円でこういった捕獲許可が出せないかというようなことで、現在猟友会とともに協議をしておるところでございます。

それから、平成24年度から、先ほども議員おっしゃいましたようにわなの補助制度ができてございます。このわなの補助制度といいますのは、これまでわなの設置につきましてはもちろんでございますけれども、餌やりとか通常の見回りといったものも、このわなの免許をっておる者でないとできなかったといったものが、この制度によりまして餌やりとか見回りといったそういった日常行為につきましては、この補助者でできるようになったといった制度でございます。

市としては積極的にこの制度を活用いたしまして、わな補助者を養成することで地域ぐるみでの被害防止活動を進めているところでございます。今年度は79名の補助者に活動をしてもらっているところでございます。

それから、今のわなの講習会の開催状況であったり、講習会の地域ごとに開催できないかという御質問でございますけれども、平成24年度にはわな補助者に対する講習会を2回開催してござい

す。これは郡上の南北でそれぞれ1会場を設けて、1回ずつ開催をしております。

受講者の人数からいたしますと、現状ではやっぱりこの7地域でそれぞれ開催するということになりますと、やっぱり受講者の数がなかなか少ないといったこともございまして、現状ではちょっと難しいところもございましてけれども、今後このわなの受講者がふえていくということになりましたら、そういった開催方法も考えていきたいなというふうを考えてございます。

それから、最後の御質問でございますが、獣肉利活用に今後市を挙げて取り組んでいただきたいがどうかといった御質問でございますけれども、獣肉利活用については一部地域ということでは言われましたけれども、具体的には大和地域のほうで獣肉利活用推進協議会という組織が立ち上げられて、利活用の研究に取り組まれておりますけれども、そのほかの地域におきましても個別に団体とか事業者が獣肉を使った商品をつくり、利活用に取り組まれているといった事例もございます。

獣肉を商品として提供して、こういった取り組みを採算が合うように発展させていくということは、やっぱり大変難しいことございまして、なかなか難しいものでございましてけれども、議員御指摘のようにこういった取り組みを市を挙げてできればよいなというふうを考えてございますので、今後の研究としてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりましての御答弁いただきまして、まことにありがとうございました。

特に、一番今回の質問の中でお願いしたいことは、やっぱり駆除、捕獲隊員の方々がせっかく免許は取得されておるんだけれども、先ほどお話ありましたようにわなですと3万8,980円とか、また銃ですと6万1,500円というようなことで、多額の費用が発生プラスまた会費も要ると、5,250円要るということでして、なかなかせっかく取ったけれどもそんだけ負担金が多うては大変やと、一部猟友会のほうの助成はされておるようございましてけれども、やっぱりそれは猟友会のほうだと思いますので、やはりあくまでも個人の利益ではなく、先ほども言いましたように地域の駆除でございまして、何とかそれ以外の今施策も、部長のほうから答弁いただきましたような非常勤公務員の取り扱い等々もあろうかと思いますが、そんな中でぜひともまずはやっぱり駆除していただく方、あわせて昼間即対応できる方に今免許を取っておられる方多いようございまして、その方がやっぱりいち早く現場へ行けるためには、その辺の市としての助成施策がぜひともお願いしたいし、強く要望されております。

そんな中で市長さん、その辺をぜひとも今後の補正予算なり、また来年度へ向けまして何とか御配慮いただきたいと思いますが、その辺のお考えどうでしょうか、伺いたいと思います。お願いし

ます。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘がありましたように、獣害対策についてはまだまだ個体数の調整ということが非常に大切でありますので、御指摘の点も含めて検討をしてみたいと思います。

（10番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ありがとうございます。

ぜひとも早い機会にやはり駆除、捕獲隊の皆様方がふえるような形をとっていただきたいということで強くお願いを申し上げたいと思いますし、また先ほど補助者の方々もこの方も年々ふえておりますし、確かに今は2カ所ということでございますが、できるだけ時間帯におきますとか、いろいろな面で御配慮はいただいておりますけれども、参加しやすい、できましたらもう少し回数も地区の配分もいただきながら開催していただけると、何せ若い方も少ないようでございますので御配慮いただけたらありがたいと、あわせて先ほど申し上げましたように非常に猿とかが大変凶暴になってきておりますことと、もうへたすると冷蔵庫まであける間近まで来ておるのかなというところまできておりますので、ぜひとも総合的な観点で御配慮いただいておりますけど、よろしくお願い申し上げまして2点目の質問を終わらせていただきます。

3点目でございますけれども、今春からの観光入込客の状況、また経済効果、今後の対策についてでございます。

郡上市誕生から10年目を迎える今日、平成16年の合併時当時でございますけれども、市内の観光の入込客が575万人という方が郡上へおいでになっておりましたけれども、昨年の平成24年の実績を見ますと年間630万人の方々が、観光客の方々が市内に訪れておっていただくところでございます。

平成22年度から27年度までの6年間の計画で、未来に向けて観光のまちとして輝き続けることを願い、観光振興ビジョンが策定されまして、市にとっても観光関連産業は重要な位置づけにあるわけでございます。

今春からの、ゴールデンウィークごろから9月上旬までの市内の観光客の入込状況と宿泊状況はいかがでしょう。

あわせて、昨年との対比はいかがでしょう。

その入込客の中で、海外からの誘致活動が郡上市、また観光連盟として積極的に行われておりますけれども、外国からの入込客の状況、なおかつ東海北陸自動車道が全線開通してから、日本人の方々の入込客のうち、東海、関西、特に全線開通後の北陸からの観光客はどのような状況にあり、どう評価をされておられるのでしょうか。

あわせて、入込客のうち市内での宿泊状況はどのような状況にあるか、観光入込客の市内の経済効果をどう分析されているか、お伺いをいたしたいと思います。

また、郡上市はセントレア空港から近い距離にありますことと東海北陸自動車道、東海環状自動車道が年々整備されますとともに白鳥以北の4車線化もことしから工事が着手されるわけでございます。

あわせて、北陸新幹線も整備されるなど、年々道路、鉄道、交通網が整備され、郡上市にとっては大変よい環境が整いつつある状況にあるわけでございます。

そんな中、もっともっと観光客を伸ばし、地域経済の振興に寄与する部分も多く、大きく期待されるわけでございますが、今後に向けまして広域連携を含めた積極的な観光振興施策への取り組みが今こそ重要でありますがいかがでしょうか、お考えをお尋ねしたいと思います。

以上、3点目、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 今年度の観光客の入込等々、経済的な効果までという御質問でございますもんですから、かいつまんでといいますか、個々に御説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、今年度4月から8月までの市全体への観光入込客、総数でございますが282万3,000人でございます。これは昨年度対比15万6,000人の増加と、5.9%の増加となっておりますのでございます。

平成24年度は、震災の影響もほぼ解消されまして全国的に観光需要が復活しております。郡上市も23年度対比3.6%の増加ということを見ましたが、25年度についてもこの増加傾向が8月までは続いておりますという状況でございます。

それから、ポイント的に申しますとゴールデンウィーク、これことし9日間ございましたが、大変天候に恵まれまして昨年に比べて3万人、10.2%の増加でございました。

特に、私ずっと巡回をしておる中で、やはりお花畑が各地で、郡上各地で行われておりますが、例えば國田家のシバザクラ等々のそういう花という魅力のところに、観光客が集まっておるという状況が見られました。

次に、踊りでございます。郡上おどりにつきましては、先に市長さんのほうから御報告をいただきましたように30万5,000人と、昨年に比べまして5万人、19.6%の増加でございましたし、白鳥おどりにつきましても6万3,700人と、昨年に比べて7,300人、12.9%の増加となっております。

要因につきましては、ことしは期間を通じて、おどり始め、おどり納めが大変皆様にはご迷惑をおかけいたしまして大変な雨天でございましたが、あとは天候に恵まれまして、特に徹夜おどり期間が好天に恵まれて人数が伸びておるという状況でございます。

それからもう一つ、国外の訪日客の誘致でございますが、ことし4月から8月の観光連盟のほうの実際に直接手配をした人数でございますが、台湾1万1,758人、それからアセアン717人ということで、8月までに1万2,475人の手配をしております。これは昨年同期の8,693人に比べまして、3,782人と43%と増加をしておるところでございます。

それから、東海北陸道全線開通の影響ということでお問い合わせをいただきました。これにつきましては、特に全観光施設を網羅した調査を行っておりませんものですから、急遽市内の複数の観光施設に動向を問い合わせいたしました。

そうしましたら、全線開通から2年間は北陸のお客さんのマイカー、団体等も伸びておると、これは恐らく推測でございますが、飛騨トンネル等の開通がございましたものですから、そのあたりをにらんだそのトンネル効果、トンネルを走ってみたいというような効果があったやに思いまして、その後減少をいたしました。またここ数年増加傾向にあるということでございます。

ちなみに、夏のお客さんの地域のナンバーを見てみますと、おおむねですが東海・北陸で6割、関東・関西で3割、その他1割というような状況をお聞きしております。

それからもう一つ、スキー場でございますが、これはシーズン中に1週間、車両のナンバーチェックを行っております。これは全スキー場の傾向でございますが、ことし1月28日から2月3日までの調査によりますと、東海68%、関西24%、北陸2%、静岡3%、その他3%という報告がございました。

それから、あとは宿泊でございます。宿泊も宿泊統計は年に一遍しか行っておりませんものですから、25年度の統計というのはまだ行っておらん状況でございます。これも特に抜粋ということで、議員さんの御質問にもございましたような形のお気持ちを踏まえまして、インバウンドも行っておるホテル2軒の状況を緊急に問い合わせしてみました。

その結果、ことし4月から8月の外国人宿泊者は2軒の合計で1,687人、それから日本人の宿泊者は2軒合計で1万4,238人、これは昨年同期比1,342人、8.6%のマイナスでございますし、外国人のほうは昨年同期比719人、74.3%のプラスということでございました。

これはホテル2軒のみの統計でございます。特にトレンドということは言えないんですが、外国人の宿泊が伸びておるといような状況でございました。

それから、施策についてでございます。これにつきましては御指摘がございましたようにインフラの整備ということから、やはり高速道路の4車線化、それから北陸新幹線の開業等もございまして、これらをにらみまして例えば北陸側からみえる方たちへの宣伝としてあのウエルカム郡上の看板を高鷲のほうに立てましたし、それからあとは広域観光ということで、例えば富山の高岡、南砺、それから郡上市の広域観光推進協議会、これは特にインバウンドを中心でございます。それから、環白山の広域観光推進協議会、福井、石川、岐阜の協議会でございます。

あとは越前美濃街道の広域観光推進協議会というふうにして、もうこの時代、郡上市へどうぞという着地型観光もこれもまた一つのツールですし、あと東海北陸道沿線の連携した広域観光というのも大事な商品になるということで、両面で今進めておるところでございます。

あと、ちょっと遠い話になるんですが、きょうの新聞にもありましたようにリニア新幹線、これも中部横断できますと郡上市と新幹線の駅大変近くなりますから、これらも岐阜県主導でございますが研究会が今立ち上がっておるということで、郡上市のほうもその研究会のほうへ参加して情報を収集してまいりたいと。

それから、北陸新幹線をどう活用するかということにつきましては、ちょっと調査、研究のほう実はおくれているわけですね。と申しますのは、やはり金沢と高山間というのは結構商品としてありますもんですからバスという手があるんですが、金沢から郡上へというのは、まだ商品としての価値がどこまであるということがありますもんですから、バス会社がどうこれから展開していくというのはまだ未定ですので、そのあたりは本当に時間がないところで、研究を今後していきたいということが一つございます。

それからもう一つは、東京オリンピックなんです。これは市長さんのほうから指示もございまして、東京オリンピックに対してはやっぱりビジット・ジャパンというような国が大分力を入れてくるだろうが、それについてのメリット、デメリットですが、逆に日本人が東京集中ということも考えられますから、メリット、デメリットを早急に調査研究をしてまいりたいというふうにして考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） どうもありがとうございます。細部にわたりましてありがとうございました。

いずれにしても、郡上の観光振興ビジョンにも位置づけられておりますように重要な産業であるわけでございますし、多くの方々が郡上へおいでいただき、できるだけ長く滞在いただけるような御配慮いただきますようお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。よろしくお願いいたします。

(午前11時49分)

○副議長（武藤忠樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議長におかれましては、所要のため中座しておりますので、議長を交替して努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 0時59分)

◇ 田 中 康 久 君

○副議長（武藤忠樹君） それでは、2番 田中康久君の質問を許可いたします。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

今回大きく2点、医療のICT化についてと住民自治についてお伺いします。よろしくお願いいたします。

まず1点目、医療のICT化について質問をいたします。

ICTとは情報技術を用いることであります。例えば、電話をICT化するとスマートフォンになるといったものであります。

医療は誰もがお世話になることでありますけれども、これをICT化するとどうなるか、初めに一つの例として島根県の出雲地域で行われている国の実証実験サービスを御紹介したいと思います。

ここでは出雲市、大田市の3病院、10診療所、10薬局、消防本部が協力し、地域全体のIC化された共通診察券を用いております。この共通診察券を患者の情報への医療機関をまたぐアクセスキーとして利用していき、患者さんの利便性の向上とともにこのカードを別の医療機関や調剤薬局に持って行くと、医師や薬剤師が患者の血圧や血糖値などの検査通知や薬の処方履歴が見られるために、より細やかで迅速なサービスが受けられるというものであります。

これに対して我が郡上市はどうなのか、郡上市の情報化計画に期待されております医療分野は大変短いので、ここで読み上げさせていただきます。

「健康づくりについては、郡上ケーブルテレビの自主放送番組で「おーい！郡上」、「さわやか健康体操」を継続して放映するとともに、市民の健康測定結果や体力測定結果などを一元管理し、健康づくりに役立つ仕組みづくりを進めます。

規則正しい生活を送る上での基本となる食習慣については、その重要性をホームページに掲載するなど、積極的な啓発活動を行います。

また、本市の地域特性から、遠く離れた病院へ出向かなければならない地域が多く、保健指導者の担当区域の広域化や高齢者等の移動手段の減少など、地域が抱える課題解決には効率的、効果的なICTを活用することが不可欠であることから、ICTを活用した遠隔保健指導サービスについて検討を行います。」と記されております。

今書かれたことは、これはこれで必要だと思いますが、先ほど挙げた出雲地域と比較すると、ICT技術を医療に積極的に生かしていくといった構想が読み取ることができません。

市長はどう思われますか、十分でしょうか、十分でないでしょうか、お答えください。

○副議長（武藤忠樹君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今読み上げられました郡上市情報化計画でありますけれども、これは平成22年の3月に策定をいたしたものであります。

この時点においては、健康医療分野についてのICT化についてはただいま読み上げられたとおりでございまして、極めてあっさりした方向だけ示されておりまして、先ほど御紹介のあった地域の出雲地域ですか、のような取り組みからすると、この内容は今日から考えると十分ではないというふうに思います。

市のほうといたしましては、この計画を策定した時点ではいろいろと考えられることを記述はしたつもりでありますけれども、その後のいろいろと政府における取り組みや各地域における取り組みからいたしますと、現時点においては御指摘のように十分にこの時点でそうした点について述べているということは評価できないというふうに思っております。

（2番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 私も先ほど申しましたように同じような評価をしておりますけれども、今度は郡上市内の地域医療の課題、現状について、市長はどのように捉えられておるかお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市内の医療というものにつきましては、これは市民参加でいろいろと議論をさせていただきましたけれども、ちょうどこの郡上市情報化計画からしますと1年おくれた平成23年の3月に地域医療を守り育てる郡上市ビジョンと、こういうビジョンの中で郡上市における地域の医療の課題というものを抽出をいたしております。

郡上市の地域医療の問題は、何といたしましてもこれまでもたびたび指摘がありますように、一つはこの医療にかかわる人材といいますか、医師あるいは看護師、薬剤師、助産師等々、この医療に従事をしていただく、こうした技術者の絶対的不足というものが一つあると思います。

例えば、医師で言いますと、これは平成18年のときの全国比較ですけれども、よく比較される人口10万人当たりの医師数というようなものを見ましても、全国が215人ほどであります、215.3ですが、郡上市の場合は10万人対比で言うと153.3人ということでございまして、実際には5万足らずでございますので、この半分程度の医師しかいらっしやらないと、こういうようなことござい

まして、こうした医療人材の不足ということが一つあるというふうに思っております。

そのほか、いろいろ救急医療とか、休日夜間における医療体制の問題であるとか、あるいは特に先ほど申しあげました医療、医師の不足に関連をいたしますが、例えば郡上市の大切な次世代の子どもあるいはその出産を扱う小児、産科医の医療体制、こうしたものも非常に医師の方々に大きな負担をかけているということでございますし、また郡上市、非常に大変広うございますので、必ずしも医療機関の便宜というものに恵まれていない僻地医療というものがございます。こうしたものをどうするかというようなこと。

そして、郡上市は病院で言いますと5つ、それから診療所で言いますと26あるということで、こうした医療機関が総体的に地域の病院、診療所として、やはり病病連携あるいは病診連携と、こうしたものをより密接にしていく必要があると、こんなような課題をこのビジョンでも抱えておりますが、このビジョンの抱えたとおりであるというふうに考えております。

(2番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 先ほどのICT化の問題等含めて申しますと、現在国は医療分野のICT化に対して強い問題意識を持って取り組まれております。

それはなぜかという、一つは急速な高齢化による医療費の増加の問題、もう一つが慢性的な疾患の増加、もう一つは郡上市と同じように医師の不足であったり、偏在であったりというもの、さらには病病連携とか病診連携の必要性が叫ばれるようになったからだというふうに思っております。

これはまさに、国がICT化を進めるのは、郡上市と同じような課題を持っているから国は進めているということでございます。

国のほうではこういった問題意識を解決するために、患者みずからが医療健康情報を電子的に活用し、健康管理等に活用し、予防医療を進めたり、また先ほど市長がおっしゃいましたシームレスな地域医療連携を促進し、継続性がある効果的な医療サービスを提供することを目指して医療のICT化を進めようとしております。

目標としているのは、健康長寿社会ということでございます。

さらに、カルテが消失して医療従事者の障害となった大震災の教訓から、患者情報のクラウド化の必要性がまた叫ばれるようになっております。

先ほど挙げた国が問題意識として掲げている状態よりも、本市の高齢化というのはさらに進行しておりますし、先ほど市長がおっしゃったように、医師数も全国的に見てもかなり郡上市の場合は大きな課題を抱えている地域でございます。

今後の医療のICT化は、この郡上のような地域こそ率先してやっていくべき課題だというふうに思います。

このような国の問題意識に沿って、実証実験等を活用して医療のICT化に意欲的な自治体が幾つかございます。

先ほど挙げた共通診察券や処方情報の電子化、医薬連携事業、医療介護連携事業などがございませぬけれども、さらには県内でもメディカカードというカードもありまして、これは後に質問したいと思ひますけれども、今後市としてもこういった医療のICT化事業に向けてどのような構想を持って進めていかれるのか、またそういうような構想を持つおつもりがあるのかをお聞かせ願ひたいと思ひます。お願ひします。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のように郡上市のようなところこそ、ある意味ではそういうICT化の必要があるというのはそのとおりであろうかというふうに思ひております。

いろいろなこれを進めていくには問題がありますので、一つ一つできることからやっていく必要があると、もちろん将来を見越しながらということであろうかと思ひますけれども、そういうふうに思ひておりまして、まず現在私ども郡上市として取り組んでおりますのは、市民病院の電子化と、電子カルテの導入というようなことを今目標にして作業を進めているところでありまして、郡上市市民病院については来年の1月ぐらいにこの電子カルテシステムを稼働させていきたいというふうに思ひております。

現在、郡上市内では先ほど申し上げましたような病院、診療所があるわけですが、病院の中では現時点において電子カルテ化しているところはないので、郡上市市民病院においてまず実行していきたいというふうに思ひておりますし、数ある診療所の中でも現在は診療所において電子カルテ化しておられるところは6診療所にとどまっているということでもありますので、今後こうした診療所についても恐らくそうした取り組みはなされるだろうというふうに思ひております。

いずれにしろ、個々の病院においてのまず取り組みをいうものがないと、一気に全体を通じてのネットワークとしてのICT化というのはなかなかできないわけでございますので、まずは今市民病院の電子カルテ化というようなものから取り組んでいきたいというふうに思ひております。

なお、このICTによるネットワークを張るということは非常に大切なことでもありますけれども、その基礎にはやはりヒューマンネットワークとしてのそれぞれ病院の先生方同士、病院と診療所の先生方同士とか、医薬連携であるとか、こういったいわば人ベースでのつながりを深めることが大切でありまして、例えば市民病院や国保白鳥病院や、あるいは地域医療センターと他の民間の病院、診療所、こうしたところのそれぞれ人と人とのつながり、あるいはそういう中での日常の治療におけるお互いの支援、連携と、こういったことについても今大変意を用ひていただひておりまして、だんだんうまくいきつつあると思ひますので、そういう中でこのICT化という問題も、やはり取り組んでいくべきものであるというふうに思ひております。

(2番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 必要性は共有していただいているというふうに思いますし、今後ますます必要になってくるし、重要になってくると思いますので、大きな構想を持って取り組んでいただきたいと思います。

また、ヒューマンネットワークに関しましても、やっぱりこれもICTがうまくいっているところ、地域を見ると、いずれもヒューマンネットワークがやっぱり基礎にあるというのは私も感じておりますので、市長の御指摘のとおりだと思いますけれども、大きなビジョンを掲げていただきたいというふうに思っております。

この前、北海道の下川町の講演を私も聞かせていただきました。

私このときに感じさせていただいたのが、国の情報というものをいち早く素早く収集して、新しいことに挑戦していくというその行動力と、またそのしっかりと情報収集して行動を移すということと、もう一つが下川町も郡上と同じように大きないろんな課題を持っている地域かもしれませんが、立地条件的には、この課題があるからこそそれを乗り越えてまたさらに前進させていくという、そういう強さを持った地域だなということを感じさせていただきましたので、今回この医療のICTという部分を取り上げたんですけれども、まさにこういった分野こそ、まさに課題のある地域だからこそ、前に進んでいくというような姿勢を持ってやっていただきたいというふうに思います。

次に、救急医療に関してのメディカカードの導入について質問をさせていただきたいというふうに思います。

メディカカードとは、緊急時に重篤な患者さんから本人の情報とか、通院歴とか服薬歴とかアレルギーなどの情報を聞き出すのは困難でありますので、免許証ぐらいのICカードに患者情報を入れておいて、治療に生かすものだというふうに思っております。

メディカカードの保有、現在このメディカカードというのは、県内だと恵那市民病院、恵那地域でやられておったり、美濃加茂の木沢病院さんの地域がこのメディカカードというものに取り組んでおられますけれども、このメディカカードを保有しているか、保有していないか、この有無による現場の滞在時間が11.9分から10.7分に短縮されるそうであります。これによって死亡率が約2%低減するというふうに伺っております。

現在、全ての救急車、県内の全ての救急車には、この読み取り機器が配備されておりまして、私も先日消防本部のほうに伺いまして、その読み取り機器を見させていただきました。

これは重要な個人情報も含んだカードですけれども、この専用の読み取り機器でないと情報が読み取れないような仕組みになっておるそうでございます。

また、豊田市、愛知県豊田市の山間部では、公共交通のＩＣカードと医療カード、このメディカカードのような医療カードを統合して、いつも使えて、まさかのときにも使えるカードというものを目指して普及促進しておるそうでございます。

こうやってお年寄りの方を中心に、いつでも常に携帯してもらえよう工夫をされているそうでございます。

救うことのできる多くの市民の命をふやすために、ぜひとも郡上でも導入していただけないかというふうに思いますけれども、市長の御見解をお伺いいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） このメディカカードでございますけれども、今御指摘がありましたようにこれを携帯いたしておりますと、例えば血液型であるとか、あるいは常時服用している薬であるとか、あるいはアレルギーがあるかどうかとか、既往症はどうだというような、非常に大切な情報が救急に駆けつけたときに、救急車の読み取り機によって読み取られ、そしてそれを搬送先の病院にそうした正確な情報をお伝えすることによって、その救急搬送患者を迎える体制が事前にできるというふうなことで、大変有用なカードであるというふうに認識はいたしております。

特に、このカードの推進に中心的な役割を果たしておられる岐阜大学の小倉教授に、私どものほうへも来ていただきまして、大変御熱心にこうしたカードの必要性あるいはその推進についてということで御指導いただいておりますところございまして、私も病院の担当者あるいは健康福祉部のほうへ何とか早期に導入できないかと、よく検討を前向きにやってくれという指示は出しております。

そういうことですが、ただいろいろこれも課題もあるようでございまして、例えばその書き込みの情報が、どこでその情報をきちっと管理するのかとか、あるいはその他の病院で上書きのような形で、その情報を変えることができるのかどうかとかといったようないろいろなそういうカードの入力、あるいはその情報管理の問題でもいろいろ問題があるとか、あるいは実際に救急車で駆けつけたときに、当該そのカードの保持者である急患の方がしっかりしておられれば、ある程度自分の医療情報はこういうことだということで、そのカードを示すことができるんですが、実際に駆けつけたときにはそういう状態でもないというような形になったときに、果たしてこの方がそのメディカカードを保持しておられる方なのかどうかとか、あるいは実際にどこにあるのかといったようなことで、実際に活用ができなかったというような事例もあるようにもお聞きをいたしております。

したがって、いろいろ検討すべき事項があると思っておりますし、これを仮に導入するとするならば、やはり単一の病院だけじゃなしに複数の病院の協力、利用と、活用というようなものも必要かというふうに思いますので、いずれにしろかなり有用なツールであるということは認識をいたしておりますし、既に御指摘のように岐阜県内の救急車には、全てこの読み取り機についてはもう配備

をされているということでございますので、その中身はないということでもありますので、私も早急に検討する価値のあるものだというふうに思っておりますので、今事務的に検討してもらっているところでもあります。

一応そういう姿勢でおりますが、問題は経費であるとか、あるいはそういう全体の活用体制、あるいはそうしたカードに書き込まれた情報の管理というようなものをどうやっていくかというようなことについては、今後とも研究をしていかなければいけないと思いますし、御指摘のように既に県内におきましては、木沢病院等においては導入をされているということでございますので、そういうところの実際の活用事例等も一部既にお聞きはいたしておりますが、今後とも研究をしてまいりたいというふうに思います。

(2番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 市長がおっしゃいましたように、単一の病院だけでやっても余り意味がないということは思いますが、このメディカカードのこの利用を促進していく。このプロセス自体がまたシームレスな医療連携につながっていく作業でございますので、一人でも緊急時に多くの郡上市民の命が救われるように、ぜひ前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、大きく2点目の質問に移りたいと思います。

住民自治についてでございます。

先日、東京のオリンピックが決定をいたしました。私も東京に10年間以上おまして、東京の魅力というのは何だろうと思ったときに、東京の魅力というのは東京出身者の方も含めて、いろんな地域の出身者が集まっていることだなあというふうに思っております。

さらには、東京の多様性が背景にある多様な文化とか伝統とかが、日本の魅力であったり、強さでもあったりするんだなというふうに思っております。

そして、この多様な日本を守り育てているのは、ほかならぬ郡上のような地方であると思いますし、さらにはその中にある多様な文化、伝統であり、それを担っていただいているのは地域のコミュニティであるというふうに思います。

つまり、日本の魅力や強さを支えているのは、大都市や大企業だけでなく、まさに私たちが住む地域であったり、私たちが所属している地域のコミュニティであったりするんだというふうに思っております。

そういった中で、現在地域のコミュニティが過疎化や高齢化など、人的資源が少なくなってきたり、限界集落の出現などで集落の維持自体が難しくなったりして、伝統や文化の継承などのコミュニティ活動の継続が困難になっているというのは、御承知のとおりであるというふうに思います。

郡上市としましても、総合計画において地域における支え合いの仕組みづくりを産業経済の分野

と並ぶ重要な柱として、自治会、公民館活動、集落、先ほど議論にもありました集落総点検・夢ビジョンなど、各種団体への補助金などで住民自治を支援されております。

しかし、現在既に自治活動の担い手不足に悩まれておる地域があったり、将来はさらなる課題になってくるというふうに思います。

また、現在では活動費の使い道等に制限があるために自由度が低くて、自分たちの地域を自分たちで決め、担うという自治の本義からは、離れた側面もあるのではないかとこのように思います。

そして、今広大な郡上市において、地域そのものについて議論し、実践する主体をどの単位で行っていくかというのが、まさに今日的な課題になっているというふうに思います。

そんな中で市内でも住民協議会、地域協議会をつくって、住民自治に取り組まれている地域が出現をしてきております。

小学校区ぐらいの住民協議会を地域づくりの単位として捉えた場合の利点として、一つは人口減少がしている中でマンパワーを集中していけるというものがあるかというふうに思います。

もう一つは、スケールメリットを用いて、よりさまざまな事業が展開できるのではないかとこのように思います。

また、市の総合計画でうたっておりますあらゆる組織が、課題や目標を共有しながら力を出し合える協働の仕組みづくりが求められているという求めに応じているのが、まさにこの住民協議会ではないかというふうに私は考えます。

つまり、自分たちの地域は自分たちで担うという住民自治を人口減少下で行っていくためには、従来の規模とは違う規模での地域づくりを担うことが有効に、これからはなってくるんじゃないかというふうに思います。

しかし、住民協議会を想定した市の支援体制になっているかというのが疑問であります。総務委員会の意見交換会でも、そういった市民の皆さんからの声も伺っております。

そこで、住民自治を進める組織であるために、住民の自主的な形での住民協議会の活動を応援する体制を、市でとっていただきたいというふうに思います。

具体的には、住民協議会ができた地域には、従来の補助金のようにあらゆる団体に補助金を、使い道の使途が決まった補助金を出すのではなくて、ある程度交付金のような形にして自由度を高めていって、自主的な活動を応援していくという体制をとっていただきたいと思います。

もう一つは、住民協議会みずからが自主財源確保に向けて行う活動を応援していただきたいなというふうに思います。

例えば、松阪市の例ですけれども、私も市長さんともお話をしてきましたけれども、商店街とコラボして毎月15日は住民協議会の日だということで、何%かの商店街の売り上げがその住民協議会に移るようになっているような形をとっておりました。

そうすることで住民協議会の人たちみずからが、その地域で、その商店街で買い物をするし、さらには商店街も潤って、住民協議会にお金が戻ってくるような仕組みをとっておられました。

また、どうも松阪市の中でも一番人口が少ないような住民協議会の地域では、大手の企業さんと連携をして、特産品をその直接その大手企業に持って行けるような体制を、市が応援しているような仕組みを伺っております。

そういった形で住民の皆様、皆さんみずからが、自分たちの地域は自分たちで担うというこの住民協議会の活動を、市としても支援していく体制が必要であるというふうに思いますけれども、市長のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） いつも言っておりますように、地域というのは非常に多重なといいますか、多層な構造を持っておりまして、ある地域が全体というふうに見るとそこには部分がありますが、その部分もまた全体としてそれを見ると、その中にまたさらに細かい部分があるというような形がありますので、非常に地域の住民の一つのコミュニティというものも、幾つかの小さなものが寄り集まってさらに一つの大きなものをつくると、そしてそれがまた幾つか寄り集まって大きなものをつくっていくという形をとっているというふうに思います。

そこで、今私どもも課題として思っておりますのは、従来のこの合併10年間の地域審議会というものを、どうこれからの中で衣がえをしていくかという問題がございます。

私は、これについてはいろいろなことをこれまで申し上げてきましたけれども、やはり行政と住民の皆さんとを結び、そしてある程度の地域、まとまった地域のいろんな課題を話し合い、方向性を話し合い、あるいは一部についてはそういう実行機能を持つというようなものとして地域審議会にかわるものとしては、7つの、旧7つの町村ごとの単位でいろんな各会の方々に集まってもらう、そういった組織体をつくっていきたいというふうに思っております。

しかしながら、今田中議員が御指摘になったように、いろいろとさらに日常のコミュニティを維持、存続させていくための活動であるとか、いろんな活性化の取り組みであるとかかというようなことを、実際に純粋に住民の運動として、活動としてそれを展開していくという場合にはもう少しその狭い地域といいますか、同じ旧町村単位の中でもある程度やはり違う、さらに細かく分かれたような地域において、本当の意味で100%住民の皆さんの組織というようなものを組織して、そしてそれをこれからのコミュニティの、それを保っていくための中心的な活動主体にするという方法は、これから考えていかなければいけない問題だろうというふうに思っております。

そういうものの一端の取り組みが、午前中も議論がありましたが集落点検の事業主体であるところの自治会であったり、あるいは一部地域においては既にそういう〇〇地域づくり協議会とか、地域協議会というものができておりますので、そういうものであろうかというふうに思っております。

そういうものを行政である市としてどのようにサポートしていくかということについては、今既に先進的に取り組んでおられる松阪市であるとか、あるいはこの近くでありますと関市あたりもいろいろと検討しておられるようでございますので、十分そういうものを見ながら郡上市としても、そういう本当の意味で住民の皆さんが主体となって地域を支え、地域をつくっていく、そういうものをやはり今後検討していく必要があるというふうに思っております。

ただ、これは既に今まで地域にはいろいろ自治会であるとか、公民館であるとか、こういった伝統的な組織がありますので、そういうものと対立するような形でなくて、うまくやはりそういうそれぞれが地域を担っていく担い手として、そういった人たちがうまく力を合わせてやっていけるような、そういう組織であることが必要だろうと思っておりますけれども、いずれにしろこれからの郡上市にとって必要なものであるというふうに認識はいたしております。

(2番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) まさに、今市長がおっしゃいましたけれども力を合せるための仕組みなので、さらに自治ですから自主的な立ち上げというものと、もう一つは先ほど申し上げました交付金という形で、使い道もある程度自主的な活動ができるということがポイントだというふうに思いますので、大いに検討していただきたいというふうに思います。

先ほど松阪市に行ったお話をさせていただきましたけれども、最初は市長室で市長さんとお話をしたんですけれども、その後ちょうど昼でしたので昼ご飯を一緒に食べに行こうと思って、その松阪市役所のすぐ近くにある牛井屋さん、松阪ですから、牛井さんのところに行ったんですけれども、そのすぐ近くですけれども、その間に何人かの市民の方と市長さん、お話されておって、ちょうどこの住民協議会のお話を市民の方から市長さんに投げかけられて、今度私たちはこういう活動するんやとか、今度自分らはこういうことを地域で思っておるんやという活動をそこで話されとったんです。

私はそれが印象に残っておりまして、まさに住民の皆さんが自分たちの地域を自分たちで担うということに対して誇りを持たれているということと、もう一つは本当に楽しんでやられておることがすごい印象に残っております。

ぜひとも、そういった仕組みになっていくように今後の検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長(武藤忠樹君) 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

◇ 鷺 見 馨 君

○副議長（武藤忠樹君）　続きまして、7番　鷺見馨君の質問を許可いたします。

7番　鷺見馨君。

○7番（鷺見　馨君）　ただいま議長のほうから発言の許可をいただきましたので、通告によりまして一般質問をさせていただきます。

今回は、3点ほど小さな話から大きな話ということになりますけれども、担当部長さんあるいは市長さんにお答えをいただければありがたいと思っております。

一つは、郡上市の総合開発計画の中で、先に産業観光とかいろいろ活性化について説明があり、御理解をさせていただきましたが、今回私のほうは明るいニュースの少ない地方の活性化のためにちょっと取り上げてみたいと思います。

これは郡上北部白鳥地域の振興構想構築事業策定推進についてでございます。

郡上市内では、東海北陸自動車道の飛騨清見インターまでの4車線化工事の発注が始まったようでございます。今後、数年間は完成に向けて工事の最盛期を迎えるということになると思います。

また、先日も福井の大野市へ出かけてお尋ねいたしました。中部縦貫自動車道の工事の進捗状況は非常に進んでおると、こんなことを驚きまして、油坂まで来るのはそう遠いことではないんじゃないかと、そんなこともちょっと予感をしてまいりました。

今後、東海北陸自動車道の4車線化の完成、中部縦貫自動車道の延伸並びに中国木材による大型製材工場の稼働などに、数年後の郡上市の影響は多大なものがある。希望が持てると思います。

特に高速道路、国道、県道などの主要道路の結節点である白鳥地域においては変革のチャンスであり、最も重要な時期を迎えるんじゃないかとそんなことも思います。

そこで、2点ばかり質問をさせていただきます。

最初に、東海北陸自動車道の4車線化は、改めていつごろから工事が始まり、何年ぐらいで完成をされるのか、また郡上市議会で整備促進の要望活動を行っているところではありますが、中部縦貫自動車道の福井県内の進捗状況及び今後の予定について、加えて現在精力的に進めていただいているところではありますが、中国木材株式会社の企業誘致であるその後の現況と営業開始までのスケジュールについてお尋ねをしたいと思います。

2点目は、東海北陸自動車道の飛騨清見インターまでの4車線化の完成や、中部縦貫自動車道のさらなる建設促進によって、数年後にはこれまで以上に福井、石川、富山までの北陸道方面を初めとした市外からの交流人口の増加が見込まれます。

また、国内最大級の製材会社である中国木材株式会社の操業が開始することによって、木材の供給体制が現在とは大きく変わることが予測されます。

こうした状況の中で予測される郡上市ではありますが、中でも特に白鳥地域にとっては大きな変化点になると考えられることから、今後の地域活性化を計画的に効率的に図るため、観光や地域づく

りの専門家を含めた将来構想を策定する研究会を立ち上げるなど、早急な取り組みが必要かと思えます。

今も説明はございましたが、地域の活性化委員会とか、あるいはそんなようなことを各業界の網羅した研究検討会が地域として、郡上全体の観光あるいは産業開発の中でそうした構想ができないか、まずお尋ねをしたいと思います。

○副議長（武藤忠樹君） 鷺見馨君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 各部にわたる御質問の内容でございますので、建設部長あるいは商工観光部長、農林水産部長とも調整した上で、私からお答えをさせていただきますのでよろしく願いいたします。

初めに、東海北陸自動車道でございますが、御承知のとおり白鳥インターチェンジから飛騨清見間、この間につきまして昨年4月には4車化が事業認可されたわけでありまして、今年度に入りましてから既に橋梁の下部工事を初め、一部既に発注をされている状況でございます。

今後実施に伴う地元説明会が行われながら、順次発注される予定であるというふうにして承知をしております。なお、平成30年度がこの完成予定というふうに見込まれております。

この関連でございますが、白鳥庁舎の2階には耐震を含め、また内部の改築をされまして、ネクスク中日本名古屋支社岐阜工事事務所が白鳥工事事務所としてこの10月末ぐらいから工事に入りまして、来春にはまずは40人体制ぐらいで工事関係者が入られるというふうになりますし、ピーク時には80人ぐらいというふうにして聞いておりますが、大変工事のその他のいろいろな効果が見込まれるということであるというふうと考えております。

また、中部縦貫自動車道につきましては、一般国道の自動車専用道路として整備が進められておりまして、福井インターチェンジから大野インターチェンジの間、これが永平寺大野道路と言われるものですが、既に7割程度の供用が開始、供用されております。

また、残りも28年度までに供用されるというふうな見通しでございますが、大変進捗状況がよくて我々も期待をしておるところでございます。

また、大野インターチェンジから油坂間、大野油坂道路でございますが、ここにつきましては過半が事業中でありまして、一部につきまして、特に大野インターチェンジ・大野東インターチェンジ間につきましてはまだ調査中というところでございます。油坂までのこの供用開始時期については、現時点ではまだ未定であります。相当なピッチで進められておることとでございます。

なお、参考までに飛騨清見インターチェンジから松本ジャンクション、この間につきましては飛騨清見インターチェンジから高山間、また安房峠道路間、この間合わせて既に20キロ余が供用中でありまして、岐阜県、長野県を含めましてそれぞれ一部進捗事業中でございます。

この間で約55キロ、丹生川から平湯、それから長野県の中ノ湯から波田間というところですが、ここにつきましてはまだ調査中ということでございまして、全線につきましてはまだまだ延長もありますし、しばらくかかることとございます。まだ未定ということのようです。

ここもより早い事業進捗ということにつきましては、今後とも郡上市としても精いっぱいお願いをし、またそのために努力をしていきたいということで頑張っていきたいということとございます。

また、中国木材につきましてはお話がありましたが、ことしの10月ごろまでには用地取得、そして続きまして開発許可がおりるのを待って敷地造成、工場建設に着手される予定でございまして、施設の完成目標を来年の11月、本格的な操業は平成27年度、27年の4月というふうに見込まれておるところとございます。

1番、2番、続きましての御質問でございますので、続いてのこととありますけれども、御指摘のとおりこの東海北陸自動車道の飛騨清見までの4車化、また中部縦貫自動車道とのこの延伸、この道路の整備延伸ということにつきましては、極めて郡上市にとって大きな効果があるというふうと考えております。

また、同時に中国木材の操業が始まりますと、郡上市内、近隣の山林資源を生かしたこうした非常に大きな木材事業というのを展開されますので、これは一つの大きな期待を持って今臨んでいるところとあります。

まさに地場の持つ、郡上が持つ産業、持つ資源、これを生かした地域の活性化の起爆剤になるのではないかとこのようにして期待されていることとございます。

郡上市にとりましては、総合計画のこの後期基本計画におきまして、個性あふれる地域づくりということの中で、7つの地域のそれぞれの地域振興事業を取り上げておりますが、白鳥地域におきましては白山文化を生かした地域づくり、それから奥美濃カレーなど、地域の観光資源を生かした産業、この振興、それから市民に親しみやすく活気のある商店街づくり、またトレッキングやウィンタースポーツなどスポーツを振興し、地域の活性化を図っていきますと、こうした総合計画を策定しておるところとありまして、非常にソフト中心でありますがこのように各分野におきまして推進を、取り組みをさせていただいております。

特には、平成23年度からは地域振興推進事業で、所長枠の振興事業で非常にきめ細かに取り組みがありますし、また協働まちづくり事業においても白鳥地域においては大変件数が多く、積極的、意欲的に取り組まれております。

それから、こうした取り組みの一環で議員も御承知のとおりでございますが、前年度、住民協働まちづくり会議が設立をされまして、わくわくウォーキングコースづくり部会あるいは白鳥フリーペーパー部会、白鳥SA検討プロジェクト部会の3つの部会もつくられまして、それぞれ活動をしてみえるところとございます。

拝見をしますと、本当に前総合計画をつくられた関係の株式会社地域まちづくり研究所の先生方もお招きになったり、非常に関係の皆さんが参加してこういうものをつくられたということですので、ただいま御指摘のような計画づくりにつきましても、こういう中で一つは実現が図られるのではないかとということと、また一方でこれを推進するために、郡上市といたしましては地域づくりのさまざまな制度事業を、ここに投入して御支援をさせていただけるというふうにして思っております。

また同時に、道路整備等の非常に大きな基盤につきましては白鳥地域だけにとどまらず、これ郡上全体に及ぶことでありますので、やはりこの総合計画後期基本計画が平成27年度で計画期間が終わりますので、これを、次をどうしていくかということは現在定かに決めておるわけではありませぬけれども、この後継となる郡上市の基本構想あるいは基本計画、そうした総合計画の策定が平成26年度、27年度からやはり着手され、進んでいくというふうにして今見通しとしてはそういうことが考えられるわけでありますので、こういう総合計画という郡上市の全体的な計画の中で、特に交通インフラを最大限に活用する郡上市の産業振興というものを、この中でしっかりと考えていきたいというふうにして考えておりますので、また御指導いただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

(7番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) ありがとうございます。

御案内、説明のあるとおり、郡上市全体の観光開発あるいは産業振興の一環でございますので、お答えにありましたように地域のことであり、市長さんが今説明ありましたように地域審議会をどうするか、あるいはこれを含めた活性化委員会とか振興委員会とかいうような形で市全体も大事だけれども、地域にもそうしたみずからの委員会を興すというような観点から考えれば、北部につきましては御案内のとおり工業団地の活用とか、道の駅の法人化、白山文化とか鮎パークの関係とか、インター周辺の開発、いろいろ課題があろうかと思うんです。

これらをやっぱりグローバル的に、総合的に考えていくということが、やっぱり白鳥あるいは郡上市全体の産業振興になればというような観点からお言葉をいただいたと思っております。そういうことでよろしく願いしておきます。

それでは、2点目に入りたいと思いますがよろしく申し上げます。

2点目はちょっとどうかと思いますが、T P Pの環太平洋連携協定交渉参加について、その内容とか情報、対応についてでございますが、これはたびたびテレビでやってはおりますが、来月中に方向を決めるとか、ことし中に決定するとかいうようなことではありながらも、なかなか正直なところ、国家的なことであり、国益のことでもありまして入りづらいということもあろうかと思いま

す。

しかし、一般の市民や国民から言わせれば、農業だけでなしに二十数目の項目や生活に関連する極めて重要な将来的な課題でないかと、もう少し何とかできてしまっからの対応でなしに、研究検討会するものはなかろうかというような声はあります。

しかしながら、実際総理大臣でもわからんぐらいな厳しい話でないかと思って、12カ国がお互いに協議しながら関税をなくしてグローバル化するというような大きな課題でございますので、ここで語るのもどうかと思いますけれども、一応、今、議論の最中ではございます。

6月の定例会でも一般質問をさせてもらいまして、農業関係につきましてお尋ねをいたしました。郡上に対する影響はどうか、あるいは国益と言いながら都市と地方、大企業と中小企業、格差社会をつくるような懸念がないとか、あるいは国の対応なり、国際化に対する理解、将来の構想の中で我々にどういように影響するかということは、はかりがたいところであると思いますが、現在の状況の中でどういような情報が来るのか、どういうことになるのか、わかる範囲内でちょっと御説明をいただければありがたいと思いますがよろしく申し上げます。

○副議長（武藤忠樹君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） こちらの問題もやっぱり各部にわたりますので、私からお答えをさせていただきます。

今御質問の中で、大体そのTPPにつきましてのお話もされておりますし、既に報道等で皆様がいろいろと御心配になっておる点も、情報もほぼ共有されておるわけでありましたが、この環太平洋連携協定につきましては、日本が12番目の参加国としてことし3月15日に交渉参加を表明されて、7月23日には交渉に参加すると、こういうふうでちょうどきょうも昼ニュースでやっておりましたが、まさに現在交渉中の状況ということでございます。

そういうふうにして国の方針として、あるいはそちらのほうへ一歩踏み出されたということを受けて、一つは郡上市として今わかっておるといいますか、岐阜県下の取り組みとしましては、県が交渉状況を的確に把握して必要な対応を行っていくということが重要となったということで、県知事が本部長となられまして岐阜県TPP対策本部を、設置をされたわけであります。

これはことしの、この間、先月、8月6日付で設置をされたということでありますし、新聞に出ておりましたように総合企画部の次長をもちましてTPP対策統括官という形で、そうした対応をされておるわけでございます。

主な事務といたしましては、いわゆる情報収集ということですし、県下における対策の取りまとめ、それからTPPに対する県民への情報提供、県内の産業業界団体との意見交換ということでありまして、これまでのところ第1回本部会議を開かれ、また知事から甘利経済再生担当大臣あるいは農林水産大臣とか、経済産業大臣もありましたが、大臣に対してこのことについて岐阜県として

の要請をされております。

この点につきましては、特にいわゆる国益を守るには地方の意見を十分に聞いて、十分地方の意見を反映してほしいということで、4点の主張をされておまして、情報提供ということ、それから地方の意見を吸い上げてもらうということ、それから岐阜県の農林水産分野における重要品目について、引き続き関税を維持するとともに農林水産分野の活性化に向け、海外販路開拓支援を含む抜本的な対策を講じることと、また鉱工業の分野についてはレベルの高い自由化を実現するとともに、事業の中小企業の海外展開に対して十分な支援を行うと、こういうふうな要請をしていただいたということを我々としても承知をしておるわけでありまして。

また、日置市長が現在岐阜県の市長会長をやっておられるわけでありまして、全国市長会としてもこのことに対しましては取り組みがされておまして、その中の主要なコメントとしましては、とにかく十分に国益を守るということと我が国の繁栄につながると、とりわけ懸念される国内の農林水産業や地域経済に及ぶ影響を踏まえて米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等を関税撤廃の対象から除外するとともに、食料安全保障の確保、食品の安全安心の確保、国民皆保険制度の維持を初め、医療、社会福祉、政府調達等の各分野への懸念が現実のものとならないように万全の態勢で臨むようにということで、強く引き続き継続してそうした市長会としてもお取り組みはされているということでございます。

それで、近々の身近なところのお話をさせていただきますと、今のところ郡上市に対して特別な働きかけとか、ことはございませんが、今の我々としては郡上市としての取り組みの中では、内閣官房、TPPの政府対策本部がホームページを開いてみえますので、そこから最新情報あるいは関係資料を、徴集を、そこから引き取りますし、あるいはさまざまなQ&Aを持って参考資料とさせていただきます。

岐阜県におかれましては、ホームページで対策コーナーを持っておられまして、これは広く県民に意見募集をされてみえますので、ぜひ市民の皆様も県に対して、これはそうした窓が開かれていますので、ぜひその御意見をホームページあるいはその他の手段もありますので、ぜひ県に投げかけていただきたいと思います。

また、この場合、郡上市としても仲介をさせていただきますので、お気軽に御利用をいただきたいと思っております。

それから、我々が持っております時事通信社のiJAMPにおきましても、我々が毎日最新情報の取得をしております。

県から来ておる情報としましては、8月30日付でいわゆる郡上市として担当窓口がどこかと、県の組織ができましたので、そういうふうな組織網を県としてはつくられたということで、郡上市においては市長公室、企画課を担当窓口とさせていただきます。

それからもう一点は、これは9月9日付で政府の対策本部から、いわゆる21分野におきまして意見聴取の追加募集というのがありまして、それが県から郡上市役所に届いております。それで、9月17日付で一応県に送るということにつきまして、農業団体の御意向をまとめまして、いわゆる中山間地域の特徴を盛り込んで、そして意見を出したということでございます。

意見の中身は、まず第一に交渉の具体的な内容がわからないので、精いっぱい情報開示をしてほしいと、まあ、1点でございます。

それからもう一つは、主要農産品目についての関税維持を条件として交渉を進めていただくとともに、TPPが締結された場合の国際競争に耐えるための攻めの農業展開をしていく中で、生産条件不利地である中山間地域については、農業経営維持を目的とした支援策の拡充及び既存施設の施策の助成単価、助成率の増加または要件緩和を要望するというので、いわゆる国が包括的に言ってみえることより、やっぱり地の意見としてこういうふうな意見をしっかり県に、そして国に届けていくということをやっていききたいということで、これ第1号でありますけど取り組みをしたところであります。

今後とも情報収集に努めまして、また議員、議会にも入った情報につきましてはお知らせをしたり、あるいはお聞きをしたりして、この取り組みについてはさせていただくということでありまして、しっかり国においてお約束どおり我々の損失を招かないように取り組んでいただくということを、市長が先頭で取り組んで今いただいております。

以上でございます。

(7番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) この問題はなかなか複雑でございまして、こういう場で言っているのかわかりませんが、情報の公開と知る権利あるいは秘密を遵守するというような議論もあろうかと思いますが、しかし一番、国は対応をどうするか、農村なり地方との関係が非常に厳しい状況ですが、余りコメントができませんかと思いますが、できれば市長さん、一言だけコメントがお願いできれば——難しい。

○副議長(武藤忠樹君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) なかなか情報の入手、収集が困難なことは、ただいま田中室長が申し上げたとおりでございますが、できるだけいろいろな情報の収集に努め、郡上市として対応が必要なことは何かというようなことについては、今後とも検討をしていきたい。

いずれにしろ、まず注意深く交渉の成り行きを見守っていききたいというふうに思います。

(7番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） ありがとうございます。

以上で、この件につきましてはこの程度かと思えます。

3点目でございますけれども、実はこれもちよっとどうかと思いましたが、福祉の関係について総論的でも結構でございますが、一言コメントいただければと思えますが、財政、経済が非常に厳しい低迷な社会でございます。

しかし、福祉事業の将来の方針、対応についてのお伺いですが、ごらんとおり、ご承知のとおり少子高齢化、そして郡上市も合併10年後の交付税の削減、縮減の関係、行財政の方針や計画が非常に難しい中であって、その市民の負担をしながら受益を受ける福祉行政の状態が非常に、方向性がきのうも出ておりました。

市が地域経済の振興を進められる中、必要かつ重要な福祉のあり方が問われておりますと。福祉事業は国、県などの制度的な事業が多いと思われませんが、それに伴う負担も発生してくるという、そういう性格的なものでございます。

経済が低迷する中で、若者等余り負担を強いられないで生活弱者を支え、希望を与えていく郡上づくりが求められておりますと、一度制度化された福祉事業は継続されていくことが実に多いかと思われま。

この財政の厳しい中に、今後将来、福祉事業の方向性というか、感触がもしありましたらちょっとお尋ねしたいと思いますよろしくお願いします。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市の財政運営をやっていく上において、福祉に関する行政をどうかじをとっていかと、こういう御質問だろうというふうに思います。

昨日、消費税の論議のところでも申し上げました郡上市が受け持っております医療ですとか、介護ですとか、子育てですとか、こうしたものの福祉全般にかかわる事業費が毎年毎年今ふえており、そしてまたそのそれに伴う所要の一般財源も毎年ふえているということは昨日申し上げたとおりであります。

そういうものの中で特に、あるいは鷺見議員のほうで御心配をいただいているかもしれませんが、一つ、各個々の障がい者であるとか生活保護の受給者であるとか、児童であるとか、そういったところへの支援として、扶助費という福祉の制度の中でも一つの義務的経費として一番大きなものでありますけれども、この経緯をずっと見てみますと平成16年度には郡上市の扶助費の総額が約17億円でございます。

順に17年度、18年度というふうに年度を追っていきますと、17年度もやはり大体17億円台、18年度も17億6,000万円ぐらい、19年度は18億7,000万円ぐらい、20年度、20億円、21年度、21億7,400万円、22年度は27億円、23年度は28億円、そして24年度は29億円というふうに、平成16年度と平成

24年度と比べますと、17億円であったものが29億円まで扶助費というものが伸びているということで、大体この間1.7倍ぐらいの伸びを示しておるわけです。

大変伸びておるわけですが、しかしこの伸びはいわゆる障がい者のための支援が、いろいろ制度が変わりましたり、あるいは御承知のように児童手当が子ども手当になり、また児童手当になったということですが、かなり増額をされたとかですね、こういうような国の制度にまつわる扶助費というものが大変ふえておまして、先ほど申し上げました17億円が29億円になったんですが、そのうち国の制度に関連するものが16年度が11億8,000万円ぐらいが22億円というふうにはほぼ倍増をしていると、それに対しまして県や市の単独施策による扶助費というのは5億2,300万円のものが6億3,500万円ということで、この間大体ほぼ1億1,200万円ぐらいの増ということでございます。

したがいまして、この間、その扶助費の総額は1.7倍になりましたけれども、市の一般財源は7億3,200万円ほど、平成16年度が7億3,200万円ほどのものが9億9,900万円というように、ほぼ2億円程度ふえているという形でございます。この2億円の市の一般財源のふえた分のほぼ半分は、平成16年度にはございませんでした小中学生の医療費の無料化に伴う扶助費でございます。

こういうものをやっておりますので、ふえてはきているんですが、扶助費全体の総体が非常に伸びているほどには、この郡上市の一般財源そのものの所要額というものはそれほど伸びていないという形でおまして、この辺は当然制度に伴う地方の所要財源については交付税等においても認められておりますし、そういうことで私としてはその辺の将来の所要財源も見ながら、やるべきことはやっていかなければいけないけれども、むやみに伸ばしているということではないというふうには申し上げておきたいというふうに思います。

ただし、こういうものはやはり驚見議員の御指摘のとおり、一旦始めますとなかなかやめるということが難しゅうございますので、将来のそういうものに、一旦制度を始めたときにやはり対象の人員がどうなっていくかとかというような、いろんな将来の需要というものをやはり考えながらやっていく必要があると、特に単独施策についてはそういう注意が肝要かと思っておりますので十分その辺は注意をしながら、しかし必要な福祉施策はやはり国、県とともに着実に進めていくということではないかというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 驚見馨君。

○7番(驚見 馨君) ありがとうございます。大変細かく御説明をいただきました。

福祉は非常に重要な施策ではございます。これは承知しておりますが、国民、市民の方もよく理解をしながら、若い人がどうか負担に耐えられるように希望を持って次の産業に生活に意欲を持たせるように、そして甘えのないこの福祉を、悪用とは言わんけれども利用されるようなことのないように、ひとつ厳重に見計りしながら推進をしていただきたい、そう希望を申し上げまして私の質

問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（武藤忠樹君） 以上で、鷲見馨君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分を予定しております。

（午後 2時14分）

○議長（清水敏夫君） 時間少々早うございますが、全員おそろいでございます。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時28分）

◇ 野 田 龍 雄 君

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 日本共産党の野田龍雄でございます。

通告に従って一般質問を行いますのでよろしく願いいたします。

通告した質問は3点でございます。

1点目は、生活保護の問題でございます。連日新聞等で報道されましたけれども、生活保護費の削減、大幅な削減がもう既に、初めの手がかりといたしますか、8月から既に始まっておりますし、今後もどうもこれは、これだけじゃ済まないなというように見ておりますけれども。そういう動きが強まっております。そういった点で低所得者の暮らしを守る、そういう施策について要望をしていきたいと思っております。

この8月からの削減は、段階的に3年ほどで8.3%削減のようでございますが。既に生活保護を受けている方から1,000幾らが減ったとか、数百円の削減をされたら、今でももういっぱい暮らししとるので、大変えらいという声が新聞等でも出ております。

この生活保護制度は、就学援助の受給とか国民年金保険料や保育料の免除、介護保険の利用者負担の軽減、最低保障賃金などに連動するため、多くの影響が予測されます。

ことしの2月でしたか、埼玉地裁で生活保護を申請する権利を侵害したと認めて、埼玉県の上野市に530万円の支払いを命じたという判決がございました。生活保護を申請したのに親族の扶養や援助を受けるようにと求めて、申請を受け付けなかった職員の発言に対し、職務上の義務違反と判断したというように報道されております。

いろんな生活保護バッシングというようなことも出ておるようではございますけれども、そうしたことを許さない地域の支え合いと理解が重要であるというように考えます。

まず初めに、この社会保障改革国民会議で、この社会保障を削っていくという案が出ております

けれども、こうした動きに対しての市の認識を伺いたいと思います。特に生活保護受給者への影響についてお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま、御指摘がありましたように、生活保護につきましては、その基準がこの8月から改定をされたということでございます。その基本にあるのは、ただいまも御指摘がございましたが、社会保障制度改革国民会議の報告書の中に基本的な考え方が示されているわけでありますけれども。

私もこの社会保障制度改革国民会議の報告書の概要というのを、10ページぐらいにわたるものがありますけれども、十数ページですね、いろいろ読ませていただきました。基本的にはやはりこの国民会議の考え方は、自助というものを基本にして、その次は共助であると。そして共助というものが及ばないところについては公助という形で扶助をすると、補完をするというようなことが1つの基本的な哲学であるということとします。

それから何よりも背景にあるのは、日本の社会保障制度等についてこのままいっても国民の負担がもうどんどん増加をしていく。その給付がふえていくということが不可避であり、給付がふえていけば当然国民負担の増加が不可避であるために、そういう国民負担をお願いするためには、どうしても国民の理解を得るためには、徹底したそういう給付というものについての重点化であるとか、効率化が必要であるといったような考え方。

あるいは社会保障については、お互いに関係者が保険料等を出し合っていく社会保険方式というものが基本で、そういうもののどうしても及ばないところについては、公的扶助ということが、財政の支援ということがあるわけですが、その社会保険をお互いに守っていくべき働いている人たちの中に、非正規労働者というような形で、どんどんやはり経済的に厳しい条件におられる人たちがふえてくるために、この社会保険のそういうセーフティーネット機能というものが低下をしてきているところ、背景にあるということでもあります。

また、社会保障についても、片や高齢者の福祉ということも大切であるけれども、また若い人に対するいろんな支援というものもしていかなければならないという意味では、全世代にわたって目を配っていかなければいけないと。しかしながら、それをやるためには、したがって例えば負担能力のある人からはやはり負担をしてもらうということが大事であるというような考え方が基本にあって、今回生活保護の基準についても一定のそういう見直しがされたものであるというふうに思います。

要するに、社会保障の給付を、どんどんふえていくものを支えるためには、片一方で今回大きな議論になっておりますが、消費税の引き上げであるとか、そういった負担というものを片一方では

お願いをしていかなければいけないと。しかし、その負担をお願いしきれない分は、逆に言うと給付の相方にもある一定のやはり見直しをかけなければいけないという。これはもうどこからも金は天から降ってくるわけではございませんので、当然そういう非常に厳しい局面の中にある1つの見直しであるというふうに思っているところでございます。

そういうことで、御指摘の生活保護の給付基準の見直しによる影響でありますけれども。私もこの郡上市内のそうした生活保護の今回の見直しに伴って、どのような影響があらわれているのかということ、ちょっと担当のほうからデータを見させていただきましたけれども。

確かに郡上市の場合、この前、大分前の野田議員の御質問の中で、今回の見直しはかなり都市部が重点的に見直しをされておいて、単身者で高齢者で比較的山間部の郡上市のようなところは、比較的影響が少ないのではないかと、当時のやはり見直し基準の案の中で、そのように申しあげましたけれども。

今回例えば8月の支払い分で見えますと、郡上市の場合、8月対象世帯数が107世帯ございます。その中で影響のない世帯は15世帯ほどで、92の支給世帯については何らかの影響がございまして、そのうち見直しによって支給額がふえた世帯が11世帯。それから減った世帯が81ということで、まあ数から言うと減ったところが確かに郡上市においても多かったということでございます。

いろいろと見てみますと、1人世帯の場合は月額でやっぱり先ほどおっしゃいましたように、180円であるとか、350円であるとかいったような形の減額でございしますが、目を引きますのは、やはり4人世帯ぐらいの世帯では、多いところでは月額で、今回の郡上市においては、一番多いところで月額4人世帯で5,660円ほど月額で減っているところがございます。これは1人当たりで直しますと1,415円ぐらいになるわけでございますが、そんなところでございまして。全体を通して1世帯当たり月額で482円減額をしたと。そして比率で言うと、先ほど何%というふうにおっしゃいましたけど、郡上市の場合は、平均すればマイナス0.6%ぐらいの減額であったということでございます。

しかしこれはおっしゃいましたように、1年目の減額でございしますので、これが2年目、3年目と、3倍になるということでは、かなりのやはり各世帯にとっては減額であると、大変痛い減額であるということはお察しを申し上げます。

しかし、先ほども申し上げましたように、あらゆる社会保障の問題について、制度の持続可能性ということを考えながら、そしてそれを支える国民の負担というもののあり方を考えながら、今回これは国のほうで打ち出されたものであるというふうに思っております。

御承知のように生活保護事務というものは国からの、市町村にとっては法定受託事務でございまして全国で1つの基準によって、これがもちろん級地っていう形で、郡上は何級の何つというような生活費の水準によってそれぞれ違いますけども、そういう中で行われているものでありますの

で、まあ郡上市としてはこれを今回の改定を受けとめてそういう事務を進めているわけでございます。

ただ、先ほど埼玉県の三郷市の例のようなことお話がございました。本来受けられるべき生活保護を、いたずらに水際作戦と称して受給できないようにするといったようなことは断じてないように、これはしっかり親切な対応をしていかなければいけないというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 大変丁寧に御答弁いただけますので、ありがたいんですけども、時間が限られておりますので、まことに申しわけないですけども。

趣旨は、国の今回の改定といいますかやり方に対して、市としては今のお話をお聞きすると、それほど大きくは響かないし、しかたないだろうという御意見やったと思うんです。

私は今度消費税を増額すると、そして増税すると、そしてそれをこういう社会保障に向けるんだというのが建前であったわけですね。でも実際には、その社会保障そのものを大幅に減らそうとしている。これはどうも、どう見てもおかしいなというように私は思うんですよ。それで、これまでも消費税早3%から5%になって、ふえていっとります。これが8%って大きいですね。そういうような中で本当に日本の経済は上向いてきたかという、消費税が上がるたんびに下がるといのが現実にありますし。そしてほかに財源はないのかということ、僕は真剣に考えにやいかんと思うんです。

今、大企業等は本当に内部留保を持て余しているという現実があるんですね。それをもっと従業員の給料に回したり、下請けの単価を引き上げたりというようにすれば、全体の経済はうんとよくなるはずなんです。そういうことをしないで、大企業にも言い分があります、国際競争の中で打ち勝ていかなんという。けれどもそれはそういうことが現実にこの20年間続いてきた結果として来とるもので、ここんとこで僕は、これをもうしかたがないと受けとめるのはいかんのではないかと、こういうことが言いたいんです。

それで、国がやることに対して、市が「うちはやらんぞ」というわけにもいきませんかでしょうし、それなりの毅然とした態度で、この前の職員給与の引き下げを拒否されたように、できることについては市としても手だてを尽くすということが必要だと思いますので。もしできれば、市としてはどういうことを考える。これ厚生省何かでは、「本当に偉いところへは1万円ずつ配ったらどうや」という話が出ておりますね、新聞等では。そんなやり方をするのではなしに、本当にみんなが少しでもよくなっていくような方向を考える必要があると思いますので。郡上市としてはどんな対策を考えてみえるのか、考慮してみえるのか、ちょっとそのことだけお聞きしたいもので、ありましたらお答えをください。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいまも申し上げましたように、生活保護についてはそのような形で、どうしても全国一律の基準に従って、郡上市としても法定受託事務である生活保護事務をやっていかなければいけないというふうに、やらざるを得ないというふうに思っております。

市のやはり独自の施策としては、どういうものがあるかということでございますが。これはそういう生活保護以外のセーフティーネットと申しますか、そういうような形で、例えば社会福祉協議会が実施している生活福祉の資金の貸し付けであるとか、あるいは離職されて、非常に住むところにも困っておられるというような方に対する住宅支援の給付であるとか、そしてまた例えば仮に多重債務等で苦しんでおられる方に対する相談業務であるとか、そういうような生活保護以外のところで、できるだけ困っている方々の相談に応じたり、救いの手を差し伸べるというようなことについてはやってまいりたいというふうに思います。

（6 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6 番（野田龍雄君） 現実にはなかなかね、例えば住宅がない。それから生活資金がないのでそういうものを、福祉資金を借りたいと思ってもなかなか借りれんのが現実なんですね。いろんな条件がありますし。本当にセーフティーネットが本当に生きてるのかと思うことがたくさんありますので、今後ともそういう点については十分住民の声を聞きながら、応えられることについては応えていけるような市政になることを望みたいというふうに思います。

時間がありませんので、次の介護保険制度。これは既に質問がありましたもので、大体市の答弁もお聞きしました。どんなようなこと、軽度の要支援者は地方自治体の取り組みに移行されて、その数字についてもある程度紹介されましたし、地域での運用や総合事業、地域で独自に決められるので、介護保険のサービスが低下しないようにしたいというような御意見やったというふうに思うんです。

今回の場合はそういうことになるわけですがけれども。その中で、1つは地域によって地域の財政によって、そのできるところとできんところが出てくるということがまず一つはあると思いますし、本来は介護保険というのは、みんなの保険と税でこれを支えて、そして安心して老後を迎えられるようにするというので、本当に多くの方が喜んでみえる制度なんですね。しかし実際には、入りたくてもなかなか入れないとか、それから利用料が要りますもので、これが払えなくて節約しとると。使いたいものを半分ぐらいにしとると。あるいは今度の話を聞きますと、この利用料を一定の所得のある人は1割負担を2割にするというような動きも出てくるということになると、そういった点で大変問題も出てくるんじゃないかと思っておりますので。

時間もありませんし、きのうの答弁もあったことですので。こういう点について郡上市として、

どんな点を考慮してそういった介護を必要とする人に応える努力を、こういった点で頑張っていきたいというようなことを、一言お願いをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁をお願いいたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この問題につきましては、昨日もいろいろやり取りがあったわけでありませ

ども。まだ制度の詳細が決まっているわけではありませんので、その成り行きも見守っていきたいというふうに思いますが、少なくともこういう現場を受け持っている市といたしましては、確かに要支援の方であっても、現にそういう介護予防給付であるとかそういうものを使っておられるわけですし、必要があってそういうサービスを受けておられるわけでありませ

るので、今度新しい、従来の介護予防給付というものと地域支援事業というものをあわせて、ある程度自治体のいろんな実情に即した形できめ細かいサービスができるようにという、まあ1つのうたい文句ではあるわけなんです。私のほうもやはり、今お話がございましたように、例えば自治体の財政力によって、今までのい

ろんなサービスというものが低下をするようなことのないようにということで、例えば特に新しい制度に移っても従来のやはり介護保険のほうから出る給付、あるいはそういう国、県を含めての財源構成というようなものが、従来と劣るようなことであっては困るというふうに思っておりますので、そういう点をしっかり見ていきたいというふうに思います。

それから、これは急に例えば制度の変更をしてもらっても、やはりなかなか対応できないという問題があると思いますので、仮にそういう新しい制度へ移行するとするならば、やはり十分な段階を踏みながらやっていくと、そういうことで地域の実情にもあった形できめ細かいサービスができるようになれば、必ずしもこの制度の改変が悪いことではなかったなあとと言えるような改正をしてもらいたいというふうに思っております。

（6番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 国が大もとでこういう制度を変えていくもんで、地方自治体というものは、やっぱりそれに影響されざるを得ないという点がありますので。そういうような中でいかに努力するかってことや、あるいは我々としてはそういう国の行き方そのものを、やっぱりもう何とかして変えるように努力するしかないのかなということを思っ

とるんですが。今回こういう結果ですので、これは単に我々共産党だけでなしに、多くの医療関係の方や福祉関係の方がそういう点で声を上げておられます。そういう声と一緒に、何とか本当に介護制度が充実するように求めているというふうに思いますし、市でもそういった努力をお願いしたいと思

ます。

それでは3番目の問題でございます。雇用の問題でございます。特に若い人たちの雇用が大変だという問題なんです。雇用を確保し若者の就職活動を支援すること、若者が希望を持って就職できるようにするということを求めて、質問を行いたいと思います。

この質問は、前にもやったことがありまして、そしていろいろと市としての努力もお聞きしました。けれども、なかなかそれだけでは十分な効果と申しますか、ことにはならないし、地方自治体だけではこれはなかなか大変なことやというように思っております。

郡上の中で例えば高校卒業生の就職についても、何とかということで企業の皆さんにお願いして、かなりの就職ができましたというお話も聞きました。就職希望者のほとんどが就職できましたってな話も聞いたりして、それなりの努力はされとるんですが。現実には、それにもそこにもなかなか就職できなくて、仕事がない人、若者、それから仕事がないもんで親に頼っている人、あるいはもう諦めてぶらぶらしている人っていう話を聞きますと、本当に何とかしないかなと思います。

特に高校、大学を卒業した人たちが、人生に向って希望を持って出発するとき、入社試験に100ほど試験を受けたけれども決まらないというような、よく報道されますわね。僕の知り合いにもそういうのありました。そういった点で若い人たちが、せめて自分が本当に希望したところではないけれども、ここなら何とか働けると、ここなら生活できそうやというようなことが持てるようないと、本当に今のままでは大変だというように私は思います。

それに対して、市としてどんだけできるか。地方自治体だけではできることは限られますけれども、やはりそれなりの努力をしていただいて、少しでもそういった支援ができるようにしていただきたいと、奨学金制度の問題、利子補給されたこと、それから今言ったような雇用の対策協議会ですか、での取り組み、大事だと思います。そういう中で我々大人も、市民の皆さんにも、こういう市が努力しとるし、地域でもそういう子たちを含めて励ましていくような、そういう地域にしていかなければならないと思います。

そういった点で、この質問の中にあります今の就職戦線が非常に厳しくなっておるということは、国全体の大きなそういう動きの中でこれは出てることですし、正規労働を減らし、非正規の労働がうんとふえてきたという、これは改革されるかなと思いましたがけれども、民主党政権がああいう形になってまって、民主党政権も一緒にこれの改革には手をつけずにおるわけですね。今そういう新しい制度もつくろうとしておりますけれども、これも本当にそれを改善するものにはなっていないというように私は思っています。

そういうような情勢がありますので、大変困難でありますけれども、地域の中で郡上の若者が少しでも希望を持って進めるように、できることはやっていかなければならないというように思いますので、市としての今の現段階での努力、この間お聞きしたとこととそんなには、こういうことって

いうようにはならないかもしれませんが、そういう努力をしとるということを、こういうこの場でお聞きをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘がありましたように、本当に今若い人たちにとっては厳しい時代であるというふうに思います。

「大学は出たけれど」というフレーズがございますが、これがはやったのは昭和の初期のことだそうございまして、その当時世界的な、あるいは日本的大恐慌とかそういう中で大学生の就職率が30%ぐらいだった時代があったそうございまして、「大学は出たけれど」という小津安二郎さんの監督の映画があるんだそうございまして、それをほうふつとさせるような今時代であるかと思えます。

そういう中で、郡上市としてはできるだけのことはしてきたつもりでございます。その一端を少し申し上げますと、今の雇用情勢の中でどうしても企業はリストラという形で、何とかこのデフレ経済を乗り切っていこうと、それがまた消費の需要が高まりませんので、また縮小していくという悪循環に陥っているということで、これを何とかしなきゃいけないというのが、今の日本経済のデフレ脱却という一番大きな課題だと思いますけども。

そういう中で少しでも市としてできることということで、昨年度議会にもお認めいただいてやったことの1つは、この市内の企業で正規従業員、正規社員という形で雇用増加を図られた方には、雇用助成金をお出ししますよという形の制度を始めました。これについて昨年度の実績を申し上げますと、そういう郡上市雇用拡大支援奨励金制度で、申請があったのは10事業所から38名分の新規社員を雇用増という形で雇いますという形で、市としても総額約605万円の奨励金を、お出しをしたわけです。

こういったことはささいなものかもしれませんが、やはり市内の企業も苦しんでいる。そういう中で、それだけの雇用奨励金を出すことによって、正規の社員としての雇用が守られたというふうに思っております。

それから今年度でございますけども、今もお話ございました。なかなか若い人たちは当初望んでいた希望してる職種につけたか、あるいはそういう職場へ就職できたかどうかもなかなかわからないわけで、場合によると第2、第3、第4の希望職種であったかもしれませんということで。そうなりますと、就職はしたけれどもどうしてもその職場に対する不適応といいますかそういうことで、せっかく就職したけどもやっぱり二、三カ月したとこで、また退職というようなことにもなりかねないということでありまして、そういうことで、商工会のほうからもお話ございまして、そういう若手の新規就職者等の方が、やはり仕事、職場そういうものに対応していけるようにという

ことで、今年度新たに商工会を事業主体として短期離職の防止等、あるいはそういうスムーズに職場に適応していけるようにということで、若手社員の即戦力化プログラムというのを、企業の新規就職者を合同で集めて、約3カ月間全部で22回にわたって、いわば研修を行っていただきました。大変喜んでいただいて、参加企業は全部で16企業で43名の方が、新卒等の就職者が受講していただきました。

今回そのせいもあってか、毎年郡上市雇用促進協議会で行う郡上市内の新規採用者の激励会における、新規就職者の対応が非常に、私は元気で明るい雰囲気があったというふうに思っております、一定の効果がでてんじゃないかというふうに思っておりますが、こういうやはり若い人たちの新しい職業生活への適応というようなことも、やはり引き続き応援をしていく必要があるというふうに思っております。

そのほかこの若者雇用に対する助成については、国のほうで実にたくさんのはメニューがございますので、そういうものをぜひ活用してもらいたいと思いますし、いろんな形でそういうものがありますよというような御案内等については、市のほうでもしっかり対応していきたいというふうに思っておる次第でございます。

(6番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今のお話を聞きまして市民の皆さんは、市もこうやってやっとなってくれる、あるいは業者の皆さんも努力してみえるってことがわかると思いますし、私もああいう産業フェアや何かに行きますと、大変立派なお仕事といますか製品があるんで、びっくりして「ああすごいなあ」と思ったんですが、それがうまく「ああここでやろうか」というようにならないというようにね、点があるようなんですけども、この辺はまた一工夫がいるんじゃないかというふうに思うんです。

例えば、今やられとるようですけども、在学中からの会社訪問であるとか、いろんなことがね。そういうものが上手に組み合わせられてうまく仕事と結びつくといいし、もちろん郡上だけでなしに、外へ出てうんと羽ばたきたいという気持ちも若い人にはあるはずなんです。

ところが現実には、大学なんかに行っておりますと、もう3年生終わりがけになると就職活動やりますわね。なかなか見つからんのやということで、本当に気の毒やなというように思います。そこまでは市としては手が届きませんが、市としては今の郡上内での就職に支援をしたり、あるいは奨学資金等で少しでもそういう人たちが安心して勉学ができるようなことをしていくとか。いろんなそういう支援の方法があると思いますので、そういった点についてはこれからも大いに進めていただきたいというように思います。

私たち日本共産党は今のこの社会を、世界のこの今の経済の動きそのものを、もっと国民本位に

していけば、もっといい社会になるというように思っとるんです。

日本の大企業は大きな力を持っておりますが、それが十分に生かされてなくて、そして、今度のよう
に投資によって大きく景気が左右されるようなね、それでは僕はいけないというように思うんで
す。これは外国等でも、この投資の規制を今考えておるようなんですが。いわゆるハッカーとか何
ですか、ハッカーじゃないが投資をしてはもうけては逃げていくというような資本が、というよ
うなことをお聞きするんですけれども。それは規制をして、本当に働いて物をつくってもうけると
ころへ支援をしていく。そして特に中小企業は大変苦しいです。そういうところへは、今もちよ
っと市の支援金を出すというお話でしたけれども、国としても大いに中小企業を支援して、そして
その企業に働く労働者の賃金もあげていけるような、そういう方向にする必要があるというよ
うなことを考えております。それについては、なかなか大企業の皆さんが「よし、わかった」という
ようには言ってもらえませんが、多くの中小企業の皆さんと一緒に頑張って、そういう実現を
させていきたいというように思っておりますので。

私たちもそういう努力をしたいと思えますし、市としてもそういう方向、そういうというか、市
にできることでね、そういう若者支援の体制をより一層強めていただくということをお願いしまし
て質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、野田龍雄君の質問を終了いたします。

◇ 森 喜 人 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさ
せていただきたいと思います。最後でございますので、よろしく願いをいたしたいと思いま
す。

まず最初に、郡上市10周年を迎えての一体感ということで、質問をさせていただきたいと思いま
す。

ちょっと難しいって言いますか、わかりにくいあれなんです。副題として「郡上市に誇りを持
てるようになったのか」ということでございます。

きょうの質問の一環したテーマが、郡上市に対して誇りを持てるようになったかということでご
ざいますので、よろしく願いしたいと思えます。

先日、会津若松市へ、先進的な議会活動を進めておられるということで研修に行つてまいりまし
た。NHKの「八重の桜」の舞台であり、白虎隊、凌霜隊ということで郡上市とも浅からぬ関係が
あり東日本大震災の折、真っ先に職員が派遣されております。

議会改革については大いに学ぶ点があることを認識してまいりましたけれども、それ以上に感ずる

ところがありましたので、お話をさせていただきます。

個人的にも会津の尊敬する先輩がおりまして、一度行ってみたいというように思っていたやさきでありましたので、わずかの時間でありましたけども、伝統ある重層な市役所、そして鶴ヶ城を訪ねさらには飯盛山、そこでは凌霜隊碑にお参りをしてまいりました。

さらには、先輩議員の知り合いの会津磐梯ライオンズの元会長らにもお会いをいたしまして、何よりも故郷に強い愛着を持っているということを実感させていただきました。そしてその方の郡上に何度も来られている中での感想が、「郡上にはいいものがたくさんあるんだけど、十分に表に出てない」といった言葉が非常に印象的でありました。謙虚に受けとめてこの質問をさせていただきますと思います。

まず、10年間のこの合併10年間の歩みでありますけども。かつて合併時に郡上は北斗七星であるというふうに言った方がみえました。七つの星がそれぞれ輝き、そしてさらに一つの星として輝くということであります。市長も「郡上は一つであり、また一つずつだ」というような話もされたことがあります。

全体と個という視点で郡上郡の時代と比べて、どのように変わったとお考えでしょうか。日置市長におかれましては中濃地域振興局長もお務めになられ、広い目で郡上郡を見、市政5年目から市長を担当されているわけでありますけども、ここまでのどのような意識で取り組んでこられたかをお聞きしたいと思います。

もう一つ、2番目もお伺いします。「郡上学」というものが市長の肝いりで始まりました。この事業でありますけども、過去、現在を学んで未来に生かすということでありますけども、さまざまに工夫がなされてまして、児童から大人まで浸透し、さらには「郡上かるた」の完成、郡上大会までも行われております。しかし、どれだけの方が受講をしているかと。特に他地域の講義を受講している方が、市民がどのぐらいの割合で、どのぐらいの人数見えるかということでございます。

そしてさらに、郡上学におきましての現在の課題等ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが。

郡上市として合併をして今10年目を迎えておるわけであります。郡上市としての一体感はあるやという御質問でございますが。

私自身は、こういう郡上郡の時代にそれぞれの町、村であったということで、確かに郡上郡の高鷲村民であったり八幡町民であったりという形ではありましたが、しかし考えてみれば合併前から郡上郡というのは、歴史的にも一定のやっぱりまとまりのある地域でありますから、その一体感という問題については一定の基礎というものは、私はもともとある地域だというふうに思っております。

ます。

それが町村が合併をして1つの市になったという中で、お互いに例えば何といいましょうかね、いろんなことをあっちのほうが手厚いんじゃないとか、こっちは薄いとかですね、そういうような意識の中でなかなか融和できないという問題は、これ町村合併というものに、合併というものにつきものでございますので。これはやはり市政の運営を通して、あるいは時間の経過を通して、いろんな形で従来の町村の壁というものを超えながら、市民が交流をしていく中で培われていくものであるというふうに思っております。一定のただし時間は必要であるというふうに思っております。

そしてやはり私を感じますのは、これだけ広い地域でございますので、やはり何よりも郡上市内の他地域のことを知っていただくということですね。いつも言いますが、やはり他の地域のことを知らないということは、自分の頭の中に他の地域の地図がないということと一緒にございますので、やはり郡上市という、我が市という形でこの郡上市全体を捉えて、そして他の地域のことを知るということ。これが、知ることが、愛することの初め第一歩であるというふうに思います。

そういう意味で「郡上学」なるものを提唱して、いろんな事業を始めてきておるわけですし、まずは子どもたちに郡上のことを知ってもらいたい。そして大きくなったときに何らかの形で「郡上かるた」を通じて、例えばひっかかる引き出しができれば、そのことについてさらに深く知りたいたいとか、いろんなきっかけになるわけですから、そういう意味でいろいろなことをやってきたわけでございます。

また、合併してから本格的に始められました、例えば郡上ケーブルテレビで郡上トピックスという番組がございます。最初は確か私の記憶では、〇〇町のはどれとかっていうふうにこう地域分けてこうトピックスをこうずっとお伝えをしていましたけど。今やそういう全然区分なしで、今週のと先週のとかっていう形でやっていますけども、ああいうものの画像を通じて、やはり随分市の中の「あっ、知ってる人が出とる」ということは、必ずしも旧村町単位でなくて見ていただけてるんじゃないかというふうに思っております。

いろんなことを、まずお互いに知る、見る、聞く、そういったことの中から郡上に対する愛する気持ち、あるいはお互いにこの同じ時代にこの郡上というところに住んでいる市民としての一体感というものはできていくものであるというふうに思います。

また当然、一定の目標を共有して1つのことに取り組むということも大事でありますので、そういう意味ではいろんなイベントであるとか、昨年行われました清流国体の相撲競技といったようなものも、またそういう一体感の醸成には私は一定の役割は果たしたのではないかとかというふうに思っております。

そういうことで、一朝一夕にはいきませんが、これまで続けてきたいろんな連帯をするための事業というものは続けていきたいというふうに思っております。

そこで、「郡上学」についてはどうかということでもありますけども。郡上学については郡上学総合講座というようなもの、あるいは郡上考現学というような講座、あるいはその他教育委員会のほうで各種の生涯学習講座の中に郡上学と称しているような科目といたしますか、そういうものを学習の場を設けておりますが。特に郡上学総合講座につきましては私も反省をしておるんですが、最初の初年度ごろは参加者が224人ぐらいございましたが。その次の年が122人、その次の24年度が97人とかっていうふうにはちょっと漸減傾向にございまして。少しこの辺はもう一度、原点に戻って皆さんに参加していただけるような、どうしても内容の充実とかいろいろなことも必要だろうと思います。担当者が本当に一生懸命やってくれておりますが、そういった点については今後とも、辛抱強くやっていく必要があるというふうに思っております。

そういうものについて、確かに御指摘のように例えば郡上学総合講座で、例えば白鳥のこと取り上げたときには白鳥の人は多いけども、ぐっと南の人は少ないとかっていうような、他地域のことは、まあちょっと交通の便もあるかもしれないけども、ちょっとなかなか参加が少ないというようなこともあります。

しかし、私の記憶では例えば平成22年度だったでしょうか、白山文化、まあ長滝神社のこととかいろいろな学習の場があったときに、美並の人が来て「ほうか」と、初めて来たとき、「こんなええとこがあったんか」というようなことを言っておられたことを覚えておりますけども。そういうふうに、やはり貴重な郡上全体を知る場としての郡上学総合講座等については、今後とも内容の充実等を図りながらやっぱり続けていくことが郡上市の一体感を高めていくことの、やはり重要なポイントになるというふうに考えております。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ありがとうございます。

先ほど2番議員と話しておりました、まあ一体感ということで、10年前に生まれた子は、もともと郡上市の生まれなんですよね。時間とともに郡上全体のこと意識していくんだらうなというようなことは非常に感じさせていただきました。

今郡上学の内容の中でもありましたけれども、私きょうのメインと言えばメインなんですけども、歴史の再検証ということで、ちょっとお話をさせていただきたいと思うんですね。

これは当時ってというか、その事件が起きた当時ってことで、当時は理解されなくても新しい時代になってくると正しく評価されることがたくさんあるということをおっしゃりたいと思っております。

その中の1つに、岐阜県に八百津町というあります。以前も杉原千畝さんの話をしたことがあるんですけども、彼は第二次世界大戦のときに6,000枚のビザを書いてユダヤ人を救った人でありま

す。正確には6,000枚ではないそうなんですけれども、まあ1,500枚ぐらいだと思いますけども、当時の日本と同盟を組むドイツを裏切る行為であると、国賊扱いをされた部分がありました。しかし、彼は特に懲戒処分とかは受けてないんですけれども。みずから退職をされたわけですね。

それでこういった書類もいただいております。実は杉原千畝氏顕彰プレート除幕式ということで、八百津で人道の丘で開催をされた、河野外務大臣の挨拶がありますけれども、これは平成12年の10月10日です。ここにいわゆる公式見解ですね。日本の外務省の公式見解が書かれています。

どんなことを言ってるかという、「杉原氏が御存命中にこのような式典ができなかったことが非常に申しわけない」と、さらには「勇気ある人道的行為を行った外交官として知られた故杉原氏は、申し上げるまでもなく、在カウナス領事館に副領事として勤務されている間、ナチスによる迫害を逃れてきたユダヤ系避難民に対して日本通過のためのビザを発給することで、多くのユダヤ系避難民の命を救い、現在に至るまで、国境、民族を越えて広く尊敬を集めておられます」ということで、顕彰をされたわけですね。顕彰って、新たに顕彰をされたということ。

これは杉原千畝さんが生まれて100年のときだっていうことで、もう当時はもちろんいないんですけど、奥さんはまだ生きておられたということでもあります。

ここで言えることは、時代が変われば評価もかわるということでもあると思います。

これ実は誰がこれやったかという、鈴木宗男さんなんですよ。鈴木宗男さんが彼のことを上げて、そして河野大臣が、要するに許可といいますか、そういう顕彰をしたということでもあります。そういったことで。

そしてもう一つ言えることは、人道ということですから、当時は法律적におかしいと思われても、時代とともに人道、「人の道」として認められることは認められるんだということを言ってるんだと私は思います。

それで、何人ぐらいの方が行ったかという、平成12年の開館後累計25万6,486人の方が来館して2万6,000人の外国人が来られたと、その8割がユダヤ系の人たちだということですね。今でも八百津ではヘブライ語を話せる職員を1人置いて、そしてそういった方々が来たときには、接待をされておられるということも、先ほど聞きました。

そういったことで、私は歴史とともにやはり郡上市でも再検証すべきことがあるんだろうということで、3点お話をさせていただきたいと思います。

1つは今、市史編纂事業も平成12年度から行われておりますけれども、これは資料の問題かもしれませんが、これは10年以上かかるっていう関係者に聞きましたけども。

検証すべき3点でありますけれども、1つは郡上一揆です。江戸時代の法を犯してまで農民の苦悩を駕籠訴もしくは箱訴をしました。近世最高の民主主義であると言われるわけでもありますけれども、当時は犯罪者として扱われ、処刑され、子孫たちも厳しい生活を余儀なくされ、それが原因で

断絶した家も結構あります。

むしろそういう箱訴、駕籠訴した人たちの各氏族は厳しい。むしろそういったところ行かない人たちのほうがお金稼いで裕福に、そういう先祖が出てきてます。そうした意味で非常に私はこれはおかしい話だと思うんですよね。これは再検証すべきだと。

先ほど私は、大和のできました平成3年8月ですか、あそこにあります傘連判訴状の碑を見てまいりましたけども、そこに書かれておりました。

獄門された方は、前谷村定次郎、歩岐島村四郎左衛門、それから寒水の由蔵ですか、それから切立村の喜四郎とあと箱訴した方々の中にも死罪を受けた方がたくさん名前が書いてありました。そうした方々が、ああしたコケむした、何ですか寂しいところに祭られているってことは、非常に私はかわいそうだと思うんです。それぞれの各町村で、かつての町村でそうした方々を供養しておられるし、今もそういう供養しておられると思うんですけれども、私はこれは市を挙げて、市を挙げてやるべきだということを申し上げたいと思っております。

もう一つは、凌霜隊でありますけれども、凌霜隊これは先ほど言いました、会津若松市のときでありますけども、これは幕末の時代に賊軍として郡上藩から派遣されました。新政府と旧幕府の両方にメンツを立てなければならなかった藩の事情はありますけれども、命をかけた彼らの行動は高く評価されるべきであるというように思います。しかし当時の状況からは、処罰を受けざるを得ないとはいえ、戊辰戦争後、郡上に帰った彼らへの対応は冷たく牢屋に閉じ込められて、心ある方々によってお寺——長敬寺ですか、に移されたわけでありまして、1人残らず郡上を追い払われてしまいました。

当時47名、45名とか言いますが、その中で2人が逃亡されて、そして8名が亡くなって、残りの方々が、先ほど言いましたように長敬寺に帰ってこられた。そして当然罪人扱いでありますから、郡上から全員が追い払われて誰一人として残っていないわけです。お一人の朝比奈茂吉隊長は、隣の滋賀県彦根で県会議員などをされて活躍をされたということでもありますけれども、それぞれそうしたことがあります。

私も実はこの凌霜という言葉、市議員になった2回目の一般質問で、この凌霜っていうのは非常に暗い言葉ではないかという質問をしたことがありますけれども、そうではないと教育長は言われました。それが私はわからなかったんですけども。今考えてみるとやはり凌霜隊というのは郡上市にとって大変大切な存在であると、これをもう一遍検証すべきだと私は思っています。

もちろん今、顕彰会も8番議員が今副会長やっておられますけれども、そういった顕彰会もありますので、やっておられますけれども、郡上市を挙げてやるべきだというふうには私は思っているわけです。

もう一つは、やはり戦争体験者ですね。日清、日露からずっと戦争ありますけれども、特にこの

第二次世界大戦が問題でありまして、郡上には鹿児島県知覧から飛び立って亡くなった特攻隊員が、実は2人いると聞いております。その1人は、私の隣の小さな洞におりました蓑島無一さんっていう方なんですけども。当時20歳です。御両親に宛てた手紙が額の中におさまっております、死亡叙勲でありましたけども勳五等旭日章が仏壇の上に飾ってありました。そこに私もお参りをしてみましたけども。日清、日露戦争、そして日中、太平洋戦争に至るまで多くの犠牲者を出しました。特に敗戦となった最後の戦争への評価は、日本人一人一人異なるかもしれません。しかし、彼らの尊い犠牲の上に今日があり、恩恵をあずかっているわけであります。

少年兵で出兵した方でも、もう既に85歳になっておられます。ことし日本傷痍軍人会も解散をいたしました。国は彼らに叙勲を授与し、また恩給も妻の会等にも渡していますけども、戦争に対する嫌悪感から日本人の心は彼らに対して非常にさめているように私は感じてなりません。大切なことを忘れてるように非常に感ずるわけでございます。

これは日本の問題でありますけども、先ほど言いましたように、郡上市も多くの方々が戦地に赴いて亡くなりました。そしてこの特攻隊で2名の方が亡くなっているということもあります。そうした方々の検証というものも、私はすべきだということを言いたいわけであります。

そして申し上げたいのは、先ほど人道の丘という話をしましたが、郡上の「人道の丘」というものをつくるべきだと、郡上市どこかに山をつくって、どこかにですね、一番いいところに。人道の丘をつくって、そこにそうしたまさに郡上市のために貢献された方々の碑を祭って、そこを本当みんなで大切にすると、そういう人道の丘をつくるべきだというふうに思っているんですけども、市長のお答えをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のように郡上市においても、私たちが現代において学ばなければならぬ、あるいはそれをよく深く知って、そして自分たちの生き方というものを深く内省をしていかなければいけないものは、たくさんあるというふうに思っております。

3点上げられましたけども、私は郡上市において宝暦騒動の中で、郡上一揆でいろいろと犠牲になられた方々についてのそれを、本当に尊敬をし感謝をするというのは、これは宝暦義民という、義民という名前がついているのは、もうもって示すがごとく、郡上市においてはもうかなり古い時代から、やはり私たちはこのことに対して、深く敬意と感謝をささげなければいけないという意識は持ってきたはずでございまして、決して犠牲になられた方々が何か社会に背いて、肩身の狭い思いをして生きてこられたというのは、確かに当時の騒動の、当時等はいろいろあったかもしれませんが、もうそういう時代はかなり過ぎたのではないかというふうに思っております。

先日も私100歳の方のお祝いに、白鳥のほうへ行きまして。福祉施設に入っておられる方、おば

あさんですが、100歳のお祝いに行きました。そしたらそのおばあさんの娘さんが、「私のうちは今は本当に市のためにそう大したことやっとならなくて悪い、こんなお祝いをいただいて申しわけないけども、私の祖先は郡上の皆さんのために一生懸命やった人ですよ」というふうにおっしゃいました。非常に誇らしげにおっしゃいました。どなたかというふうに後からお聞きをしましたら、二日町の西森伝兵衛さんという方で、この百姓郡上一揆の中で尊い犠牲になられた方でございます。

そういう方がやはりおられて、もうその子孫の方は本当に胸を張って私の祖先がそういうやはり働きをしたんだということをおっしゃいました。今そういう、いまだ復権をしていないのではなくて、もうとうに郡上の郡民はそこらじゅうに宝暦義民碑を建てて、そうしてその実績に感謝をし敬意を表してきたはずなんで、それが薄れているという意味では、もう一度やはりしっかり見直す必要があると、感謝をしていく。まずそのためにはこういうことがあったということ、やはり忘れないでしっかり知っていくということが必要だというふうに思っております。

それから凌霜隊についてもしかりでございます。これについてはこの前、凌霜隊士が謹慎を解かれて140年になったところで、隊士の御子孫を呼んだりして、いわば盛大に私どもとしては凌霜隊の140年記念の事業をやったわけございまして、そこでは青山家の藩主の御子孫の方と、凌霜隊士の子孫の方との対面やいろいろな話し合いもあったわけございまして、これもやはりそういう中で、しっかり私は凌霜隊というものの史実というものを、郡上市民が忘れてはいけないという1つの節目の行事であったというふうに思っております。今後ともこれは忘れていけないことだと思います。

ただ、凌霜隊について私思うことは、凌霜隊のみならず、あの先行きがわからない時代に、やはり国家老であった鈴木兵左衛門重隆という人物がおられますけども、こうした方々も含めて、その先行きがわからない中で郡上藩という当時は藩家をどうやって守っていくかということで苦勞をした先人の、やはり全体像というものを深く知って、その中で凌霜隊というものの位置づけをしていく。

そして凌霜隊については、満州開拓とかいろんなものとの、また後世になって結びつきがいろんな形で凌霜塾、凌霜精神、そういう形のもので出てきましたが、それとは一応ちょっと切り離れた形でやはりきっちり時代の、歴史の中で評価をしていくべきものではないかと。もちろんその後そういうものが続いて、郡上人の一つの精神的支柱としての「なにくそ」、「おかげさま」、「凌霜精神」というものが出てきたということもまた評価をしなければいけないと思いますが、いろんな複眼的な形で評価をしていくべきだろうというふうに思います。

それから、この今時の戦争に対して、大変尊い犠牲がやはり払われたわけございまして、そういうことについても、これは各町村においても、例えば白鳥町なんかにおいては戦没者兵士のお手紙というようなものをきちっとした本に編集をされておりますし、今年も夏も私白鳥の市立図書館

に行きましたら、そういうものの中から戦没された方々の尊い遺書ともいうべき戦地からのお手紙が数通掲示してありました。出入り口のところにですね。大変いいことだと思います。そういうものをやはり市民がしっかり目に触れて、やはり私たちの先人がどんな苦勞をしたのか、平和の尊さであるとかそういうことをしっかり、やはり見ていくべきものであるというふうに思っております。

郡上市においては、こうした今お話があったような3つのことを上げられましたが。例えば余りよく知られておりませんが、秋田県へ行かれて農民の父と言われた可児義雄さんとか、こうした方々もしっかりやはり検証していくべきだというふうに思っております。

何よりもまず、こういう郷土の先人のことをよく知るといことは大切なことだというふうに思います。

郡上における「人道の丘」というものをつくるべきだということについては大変、私も八百津のちょうど杉原千畝の人道の丘、まさに平成12年、その竣工式の時に行っております。鈴木宗男さんが当時外務政務官、外務の政務次官ですかね、そのとき来られたことも覚えておりますけども。あれはあれで非常にりっはな実績でありすばらしい丘だと思いますけど。その点については、御提案はまたよく御提案として受けとめさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしてもこうした、やはり私たちは歴史の中でのいろんなことをしっかり受けとめて勉強をして、大切なことはやはり現代の我々の生き方にやっぱりそれを鑑みるというか、映して深く内省をしていくということが必要だというふうに思っています。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 時間がありませんのであれですが。

もう一つちょっと、私質問し忘れたんですけど。これはちょっとお話だけさせていただきます。

それぞれの地域に歴史とか文化、伝統があるわけでありまして、郡上市の中で。それを私それぞれつないでほしいと思うんですよね。歴史の中でつないで……。『郡上の歴史』という本があるんですけど、私それ読んだことないんですけども、先ほど図書館閉まってましたんであれなんです。

要するに郡上という地域が、郡上郡が歴史上に出てきたのは、645年大化の改新から210年後の『文徳実録』ですか。『文徳実録』というものが書かれてそこに初めて郡上市が歴史上に、表舞台に出てきたわけですけど。しかしそれよりも前に、もちろん長滝の歴史があり、717年に泰澄大師が来られたわけですから、そうした長滝神社からのこう一つの歴史というものもある。ずっとそうした、あそこの大和の篠脇の歴史もある。そしてこうずっとこの八幡に流れてきたわけです。そういう1つの歴史の流れというものが、やっぱり私もそうでしたけども、やっぱりわかっていないわけですね。

やはり八幡にいて、八幡の人が大和に行って篠脇のこと知ってるとか。高鷲に行って鷲見であるとか鷲見城のことを知ってるとか。大日のことを知ってるとかですね。そういうことが必要だと思うんですよね。そうした意味で郡上市の一つのストーリーをつくっていくって言うことが、さっき3点を上げましたけれども、3点も含めて一つのずっと歴史の中のストーリーをつくって、それを一つの郡上学何でもいいんですけど。そこで勉強するというのも必要だと思いますが。その点についていかがでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おっしゃるとおりでございます。

合併前に各町村で、町村史が編さんをされております。それも郡上全体のことについても触れられている箇所がそれぞれにあるわけですが、やはり今おっしゃたように、大きな歴史の流れとして郡上の歴史を私たちが今学び直すためには、もう一度郡上市史というものをやっぱりつくっていく中で、そういう働きっていいですか、その役割を果たすべきものではないかとかというふうに思っております。

郡上郡全体の歴史については、当時ちょうど大正の大火のときに1回原稿が焼けてしまったそうでございますが、郡上郡教育会編纂の郡上郡史というものの中にずっと郡上郡全体を視野におさめた歴史書がございます。そういうものの中で、またもちろん教育委員会なんか、今そういうものをやさしく、しかし郡上郡全体をまとめて、「ふるさとを行く」という、ああいう子どもたちにも読める通史があるわけですので、ああいうものをもう一度私たち大人もしっかり見ながら、郡上郡全体の、郡上市全体のやはり歴史の流れというものを、やっぱりつかむことは大切だというふうに思います。

（3番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 時間もありませんので、次に入りますけれども。

次は、白山ユネスコエコパークというテーマであります。

これは今後の課題でありますけれども、これから決められていくことなんですけど、この一般質問をさせていただきます。

実は美並の先生で、円空さんとか、そういった木地師とかそういったことに詳しい先生がこういったことを言われました。「郡上の人間は引っ込み思案である、もっと外に目を開いて、誇りと自信を持って生きていくことが望ましい。そのための裏づけ、資料が重要である。説得力のあるもので理解を深めていただく。日本中で岐阜を知る人は少ない。郡上市がどこにあるかも知らない。郡上には宝が詰まっている。そのような方向で子どもたちが育つようになっていく方がいい」というふうに言われました。

この言葉の中に白山エコパークということが含まれてくるんじゃないかなというように思います。まだまだこれからの話でございまして、あれなんですけども。ちょっとだけユネスコエコパークの説明をさせていただきますが。

1976年に開始をされて、ユネスコの自然科学センターで実施される人間と生物圏計画の一事業としてスタート実施されました。世界遺産が手つかずの自然を守ることを原則とする一方、エコパークは生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とすると、非常に難しいんですけども、これ全世界で117カ国、621地域があるということで、日本では5地域というふうに言われております。その中で2012年に綾町がちょっと思いついたように、このことを見つけまして。そこから実はエコパークっていうものがスタート、スタートって言うんですか、もう一遍見直そうということでここに至っているわけです。

白山エコパークというのは当然4県ですね。石川県と福井とそれから富山、岐阜にまたがっておりますから非常に協議も難しいわけでありましてけども。私はこのエコパークというものをもっともっと勉強し、この話し合いを進めて将来の一つの起爆剤にしてほしいなというふうに思っておりますけども。市長のお考えもしくは今の現状、取り組みについてお話をお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 白山ユネスコエコパークについてでございますが。

ただいまお話がございましたように、ユネスコによりましてエコパークという、これはエコパークという言い方は日本で親しみやすくつけた名前のございですが、いわゆるそうした保全と活用の地域が設定をされているわけでございますが。

実はお恥ずかしいながら、私どもも実はこれが最近になって、こういうユネスコのそういう指定がされていて、エコパークという指定がされていて、そして今この白山が指定されたころには、いわゆる核心地域といわゆる緩衝地域という2つのゾーニングしかなかったものが、その外側にもう一つ移行地域というゾーニングをつけて、今後も存続するのかわからないのかという問いかけをされるという話を聞いて、今まで例の世界文化遺産とか自然遺産と違っていうほうばかり目が行っておって、同じユネスコによるこのような指定があるということをおかつにも、ちょっと気がついていなくて、十分活用もしなかったという反省点があるんですけども。

今そのような問題を投げかけられておりますので、御指摘がありましたように、関係の4県、関係市町村で寄り集まって、やはりこれはもう一度、再登録といいますか、登録の継続ができるように、そうした移行地域の設定も含めてやりましょうというふうになりまして。正式の協議会は年が明けて26年1月に設立をしようということで今進めておりますけれども。進めてまいりたいというふうに思っております。

そういうことで平成27年の3月末までに、この関係地域としてまずは日本ユネスコの国内委員会のほうへ、そういう移行地域も含めた変更申請書のようなものを出さなきゃいけないというスケジュールになっておりますので、それに向けて努力をしまいたいというふうに思います。

そして、今回改めてもう一遍申請をするということですが、いろいろこれをどうするという事なんです、一番肝心なことはやはりこういうエコパークという基本精神の中で、私たちが郡上市あるいはその他の地域もそうですが含めて、自然と共生をした地域、生活もしなきゃいけない産業もやっていかなきゃいけない。そういう生き方として今一度立ちどまって考えて、やはりそれをやっていくこと、それが大切なんじゃないかというふうに思っております。

そういうことが観光であるとかいろんなものに資するという事は、また一つの効果であるとは思いますが、基本は今我々がこの地域を次の世代へどんなすばらしい地域として残していけるかということが問われているというふうに思ってます。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) まだこれからの話なんであれなんです。

一番今決めなければいけないのが、ゾーニングっていうことですね。どこまでをこう入れていくか。今は石徹白と大日ヶ岳ですか、あそこまでしか入ってませんけども、それをさらに移行地域ということで、ゾーニングをしていかなければならないわけです。これを決めるわけですけども。

私としてはやっぱり郡上市全体を入れてほしいなと思いますし、それからコンセプトも、コンセプトはちょっと準備してきたんですけども、大変すごいものが郡上市にはたくさんあります。そうしたものを、自然もそうですし、いろんなものがたくさんあります。このゾーニングとコンセプトというこれは、もちろん白山全域で7市村で決めるわけですから、郡上市だけでは言えませんけども。ゾーニングとコンセプトという点について、市長何かお考えのことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) すぐには思いつきませんので、ぜひいい考えがあったら御享受をいただきたいというふうに思ってます。

いずれにしろ、しかし研究をする中で郡上市にとっていいゾーニング、いいコンセプトというものを打ち立てていきたい。コンセプト等についてはやはり郡上市一存でできるものではないかというふうに思っておりますので、関係市町、関係県とよく相談をしていかなければいけないというふうに思っています。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番（森 喜人君） はい、ありがとうございました。

郡上市に誇りを持てるような方向でということで、先ほどからずっと言ってますが、やはりユネスコエコパークを活用して、自然のすばらしさ、また長良川もそうですし、水もそうですし、そうしたものを全部含めて、やはり誇れるその一つの材料を提供していただきたいと思えますし、それに伴ってブランド化することも当然なまいます。そして何よりも世界という冠をいただくわけですから、これはユネスコエコパークというふうになるだけで、世界がこうついてくるということでもありますから、そうした点もぜひ利用していただいて、このユネスコエコパークに取り組んでいただきたいということをお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で森喜人君の質問を終了いたします。

これで2日間にわたりました第4回郡上市議会定例会における一般質問を終了いたしました。

◎議案第99号から議案第142号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程3に移らせていただきます。議案第99号 郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程14、議案第142号 財産の無償譲渡について（八幡町島谷字愛宕前地内②）までの12議案を一括議題とし、質疑を行います。

議案第99号から議案第103号までの5議案については、質疑通告はありませんので質疑を終わります。

議案第104号について、質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

8番 山田忠平君の質疑を許可いたします。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） この議案第104号と105号につきましては、今議会におきまして条例制定されますと、いよいよ農業委員会が一本になるということでもあります。

農業委員会の事業活動、内容、回数等、南北を含めた形で提示をいただきたいということと。

それから、その中での農地転用の実態関係も含めて、これは24年度でまとめておれば1年間わかりますんで。これは年度ごとにそれぞれもちろん違います。違いますけども、一応過去のことを知りたいということで、そのことも南北について実績をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） まず、農業委員会の活動状況について申し上げたいと思えます。

南と北の農業委員会2つあるわけですのでございますけども、毎月1回の総会を開催をしております、農地の権利移動、農地転用の業務、また農地の利用権設定に係る農用地利用集積計画の承認業務を

行ってございます。

また平成21年に農地法の改正がございまして、農業委員会に農地パトロールというのが義務づけられまして、毎年8月から11月を農地パトロール月間に位置づけまして、農地パトロールを実施をいたしまして、遊休農地とか耕作放棄地の調査を行いまして、貸し付け希望農地登録制度などを利用して、耕作放棄地対策に取り組んでおります。

また、農業者年金の担当委員を決めて加入促進業務を行ってございます。

このほか各委員におきましては、農地転用に関する相談や総会に提出される農地法の申請、こういったものの現地確認等も各自で行っておっていただきます。

またそのほかに、県の農業会議が開催する農業委員研修等も年に二、三回ございまして、そちらのほうへも出席しておる状況でございます。

各農業委員会の開催日数でございますけれども、郡上市北、南農業委員会とも毎月1回の総会を開催しておりまして、総会につきましては年間それぞれ12回開催しておるということでございます。

そのほかに北農業委員会では、1件当たり1,000平米以上の転用申請があった場合に、運営委員会ってのを開催いたしまして、現地確認を行っておるといったことが実情でございます。

それから農地法の申請件数でございますけれども、24年度だけの数字でよろしいでしょうか。はい。そうしましたら、南と北農業委員会の24年度の申請件数を申し上げたいと思います。

まず、農地法の3条というのがございまして、これは農地を農地のまま権利移動するものでございます。これが南の農業委員会ですと34件。北の農業委員会ですと52件。それから4条申請というのがありまして、これは農地を自分で転用する場合の申請でございますけれども、南の農業委員会が18件。北の農業委員会が29件。それから5条申請といたしまして、農地の権利移動と転用が同時に行われる場合の申請でございますけれども、これが南の農業委員会ですと65件。北の農業委員会ですと88件でございます。

それから農業振興地域から除外する案件でございますけれども、これが南の農業委員会ですと25件。北の農業委員会ですと34件ということでございまして、これまでの分を合計をいたしますと、南の農業委員会ですと年間に142件。北の農業委員会ですと203件でございます。

このほかの申請といたしまして。農地の現況確認申請、いわゆる非農地証明でございますけれども、そういったものとか、事業計画の変更申請、買受適格証明等についても審議をしておりますけれども、これはこの中の件数には入っておりません。少数でございますので入ってませんが、そういった件数を審議をしておるといってございまして、よろしくお願いをいたします。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 先ほど、月定例会のほかに北のほうでは1,000平米以上であればそのごろに

やるというんだけど。南はどうなんですか。その月定例以外のことで。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） これは、どうしてもこういうことをやらなきゃいけないっていうものではございませんので、北の農業委員会ではそこまで確認をしたいなということで、独自にやられておることをごさいますて、南のほうではこういったことはやられておりません。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） いよいよ先ほど言いましたように、来年から一本化で30名のところを23名でしたかな、ということで進まれるわけでありますけども、特にTPPの問題でないですけども、郡上市においてのやっぱり農業施策、非常にやっぱり農業委員会の何ていいますか、関心がまた取り組みが重要やと思います。

特に私思いますところ、本当に日本古来の農耕民族であった、この日本の耕地が今非常にやっぱり荒れている。それで荒廃地になったり休耕田、それが転作も失敗し、農業施策のいろんな形の失敗で、最終的にはこういう中山間地域においては本当に荒廃地になってるってことで、本当にこれで日本はどうなるんかってことを危惧をしておりますが、ぜひとも農地転用以外のことについて、今後の農業委員会のますますの、郡上市においての農業施策の取り組み、研修に当たっていただくよう要望いたします。

以上で終わります。

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君の質疑を終了いたします。

なお、ここで関連質疑がありましたら許可します。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） なしと認め、以上で議案第104号についての質疑を終了いたします。

議案第105号から議案第108号まで及び議案第141号、議案第142号の6議案について、質疑通告はありませんので以上で質疑を終わります。

議案第99号から議案第108号まで及び議案第141号、議案第142号の12議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま、各常任委員会に審査を付託いたしました12議案については、会議規則第44条第1項の規定により、10月2日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号から議案第108号まで及び議案第

141号、議案第142号の12議案については、10月2日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

長時間にわたり御苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 3時55分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会副議長 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江